

第5部 県民経済計算の解説

第1章 県民経済計算	…	146
1 県民経済計算とは	…	146
2 県民経済計算のねらい	…	146
3 県民経済計算から分かること	…	146
4 県民経済計算の推計方法	…	146
5 計数の遡及改定	…	146
第2章 県民経済計算による経済の循環と構造の捉え方	…	148
1 取引の分類	…	148
2 取引記録の基準	…	149
3 取引主体の分類	…	149
4 経済活動別分類と制度部門別分類の関係	…	150
5 取引主体の居住者・非居住者別分類と取引場所の県内・県外別分類	…	151
6 産業連関表との関係	…	151
第3章 県民経済計算の構成（基本勘定、主要系列表、付表）	…	152
1 基本勘定	…	152
2 主要系列表	…	157
3 付表	…	164
第4章 用語解説	…	166
用語解説	…	166
第5章 推計方法	…	178
1 経済活動別県内総生産（名目）	…	178
2 経済活動別県内総生産（実質：連鎖方式）	…	184
3 県民所得及び県民可処分所得の分配	…	185
4 県内総生産（支出側、名目）	…	187
5 県内総生産（支出側、実質：固定基準年方式）	…	189
6 制度部門別所得支出勘定	…	191
7 制度部門別資本調達勘定（実物取引）	…	198
第6章 経済活動別分類	…	200
経済活動別分類（SNA分類）と日本標準産業分類の対応表	…	200

第1章 県民経済計算

1 県民経済計算とは

県民経済計算は、国民経済計算の基本的な考えや仕組みに基づき、県という行政区域を単位として一定期間（会計年度）の経済活動の成果を計測するものです。

2 県民経済計算のねらい

県民経済計算は、経済の循環と構造を、生産、分配、支出の三面にわたり把握することにより、県経済の実態を包括的に明らかにし、総合的な指標として、行政施策等に資することを目的としています。

3 県民経済計算から分かること

県という行政区域における経済活動の実態を、総合的に把握することができます。

- ① 県経済の規模や経済成長率を計測することにより、県経済の動向を知ることができます。
- ② 本県の産業の構造や推移を知ることができます。
- ③ 付加価値の分配の状況や所得水準を知ることができます。
- ④ 消費、投資、移出等の需要の構成や推移を知ることができます。
- ⑤ 制度部門間の所得の移転関係を捉えることにより、所得の再配分の状況を知ることができます。
- ⑥ 制度部門別に消費や投資の状況を知ることができます。
- ⑦ 全国との比較及び都道府県間の比較により、本県経済の位置付けを知ることができます。

4 県民経済計算の推計方法

県民経済計算は、国民経済計算との比較及び各都道府県との比較が可能なように、できるだけ統一された方法により推計されることが望まれます。本県の県民経済計算は、内閣府経済社会総合研究所の「県民経済計算標準方式」に準拠して推計しています。

生産面は、産出額から中間投入を減じ、付加価値を集計する「付加価値法」により、分配面は、生産活動に参加した生産諸要素に帰属する所得を計算する「所得接近法」により推計しています。支出面は、各経済主体の所得の処分や支出額を把握する「支出接近法」、最終生産物の売上を把握する「生産物接近法」により推計しています。

なお、標準方式を統一的に採用することが困難なものについては、最も妥当と判断される推計方法を用いることとしています。項目別の推計方法は、「第5章 推計方法」に記載しています。

5 計数の遡及改定

県民経済計算は、多くの統計調査から得られるデータを用いて推計していますが、統計調査の中には毎年実施されないものも多く、実施されない期間（中間年次）については、統計的処理により求めた数値を用いています。新しい調査結果が公表されたときは、過去に遡り改定しています。

また、国民経済計算が基準改定（注）を行った際には、これに準拠して遡及改定しています。

このため、「秋田県県民経済計算」の計数は、翌年度以降の「秋田県県民経済計算」の当該計数と異なる場合があります。

(注) 基準改定とは、概ね5年ごとに、「産業連関表」、「国勢調査」等の基幹統計の結果を反映させて、国民経済計算の計数全体を改定することをいいます。基準改定時には実質値の基準となる年が変更になるほか、推計方法の改善や新概念の導入といった推計方法の見直しも併せて行われます。

第2章 県民経済計算による経済の循環と構造の捉え方

私たちが生活している経済社会の中では、さまざまな種類の財貨やサービスが生産され、消費されています。人々は、その保有している労働や資本といった生産要素の用役を提供することにより生産活動に参加し、報酬として所得を得ています。そして、その所得から財貨やサービスを購入、消費し、将来の生産のために蓄積もしています。

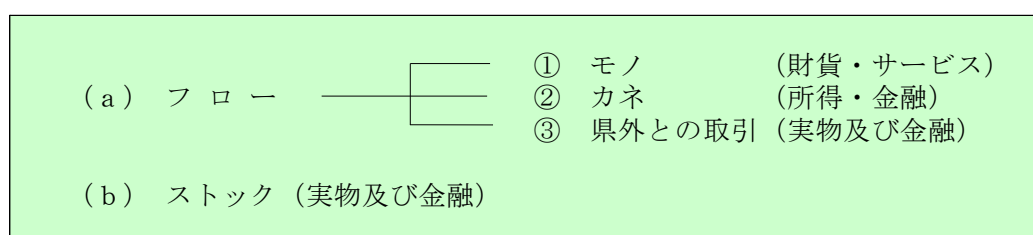
県民経済計算は、このような経済活動の循環と構造を、事後的に整理し記録するものです。

1 取引の分類

取引の分類については、「領域別分類」と「機能別分類」があります。

(1) 取引の領域別分類

県民経済計算においては、フローとストック、モノ（実物）とカネ（金融）は次により分類しています。



- ・ (a)の①は、実物フローを示すものであり、「生産」、「消費」、「蓄積」のいずれかに分類されます。これはモノ（財貨・サービス）の産出（供給）と処分（需要）を捉えるものであり、産出についてはその投入構造が、処分については中間消費、最終消費、総固定資本形成、在庫品増加等のありさまが明らかにされます。
- ・ (a)の②は、経済各部門の所得、金融の収支を示すもので、所得支出勘定、資本調達勘定及び資金循環勘定の領域となります。
- ・ (a)の③は、県外との実物及び金融取引を一括して取り扱うものです。
- ・ (b)は、実物及び金融の取引の結果としての実物資産や金融資産のストックのありさまが明らかにされるものです。

(2) 取引の機能別分類

経済循環の構造を体系化して捉えようとする場合、それぞれの取引の機能を検討し、それぞれのもつ特徴によって分類することが必要となります。

各取引は、次により分類することができます。

〔 実物取引	〔 経常取引	〔 内部取引	〔 一方的取引(片務取引)
金融取引	資本取引	外部取引	双方的取引(双務取引)

県民経済計算の特殊例として、「移転取引」と「帰属取引」があります。

「移転取引」は、会計学上という一方的取引とほぼ同じ意味を持ちますが、より広い範囲にわたって捉えられた県民経済計算上の技術的用語です。

「帰属取引」は、会計学上の用語にはみられない例外的なもので、現実には行っていない取引を仮想し、受払を擬制するものです。

2 取引記録の基準

県経済の循環と構造を系統的に整理するためには、取引を記録する時点について統一的に捉えることが必要となります。

県民経済計算では、発生主義の原則により記録しています。

3 取引主体の分類

県民経済計算は、国民経済計算に準拠し、実物と金融の2分法に従って、2種類の取引主体に分類しています。

一つは財貨・サービスの流れであり、生産、消費及び資本形成の諸勘定に関連するもので、生産、消費及び資本形成の経済活動に関連するところから、「経済活動別分類」と呼ばれます。

もう一つは、資金の流れであり、所得支出及び資本調達の諸勘定に関連するもので、所得の受取や処分、資金の調達や運用等、組織体の意思決定に関連するところから、「制度部門別分類」と呼ばれます。

経済活動別分類は、産業構造分析等生産分析の目的から必要とされ、制度部門別分類は、所得及び金融面の分析等金融分析の目的から必要とされるものです。

(1) 経済活動別分類

経済活動別分類は、①産業、②政府サービス生産者、③対家計民間非営利サービス生産者の3つに大別されます。

① 産業

産業とは、生産物のほとんど、又は全てを販売する生産者（市場生産者）です。産業は、民間企業の事業所のほか、公的企業として産業に分類される政府諸機関があります。

また、次のものも産業に含みます。

ア 医療機関（社会保険診療報酬制度により同一のサービス・価格体系の中で競合できる存在であることから、産業として扱います。）。

イ 主として企業のためにサービスを提供することを目的とする民間非営利団体。

ウ 家計の所有する住宅や政府及び民間非営利団体が職員のために所有する住宅の帰属サービス。

エ 家計、政府又は民間非営利団体が自ら使用するために行う住宅及び非居住用建物の建設活動。

② 政府サービス生産者

政府サービスとは、国家の治安や秩序の維持、経済厚生、社会福祉の増進等のためのサービスで、政府以外によっては効率的かつ経済的に供給されない、社会の共通目的のために行われるものです。

政府サービス生産者には、中央政府（国出先機関）、地方政府（県、市町村）等の行政機関のほか、社会保障基金や独立行政法人の一部等特定の非営利団体が該当します。

③ 対家計民間非営利サービス生産者

他の方法では効率的に提供し得ない社会的、公共的サービスを、利益追求することなく家計へ提供する団体を「対家計民間非営利団体」といい、これを生産者として把握する場合、対家計民間非営利サービス生産者といいます。

対家計民間非営利団体は、ある特定の目的を遂行するために集まった個人の自発的な団体で、労働組合、政党、宗教団体のほか、私立学校が該当します。

（２）制度部門別分類

制度部門別分類は、独立した組織として所得の受払や財産の所有、運用に関する意思決定を行う制度単位を基準として行われます。

取引主体は主として機能、行動、目的等をもとに、①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府、④家計（個人企業を含む）、⑤対家計民間非営利団体の５つに分けられます。

① 非金融法人企業

市場財及び市場非金融サービスの生産を主活動とする全ての居住者である非金融法人企業又は準法人企業です。財貨及び非金融サービスの市場生産に携わる非営利団体も含まれます。

② 金融機関

主に金融仲介活動又は、金融仲介業務に密接に関連した補助的金融活動（金融仲介活動を円滑、促進する活動）に従事している全ての居住者である法人企業又は準法人企業です。金融的性格をもつ市場生産（保険業務等）に従事する非営利団体も含まれます。

③ 一般政府

中央政府（国出先機関）、地方政府（県、市町村）、社会保障基金から構成されます。政府及び社会保障基金により支配、資金供給され、非市場生産に従事している非営利団体も含まれます。

④ 家計

同じ住居を持ち、共同で特定の財貨やサービスを消費する人々の小集団であり、自営の個人企業も含まれます。

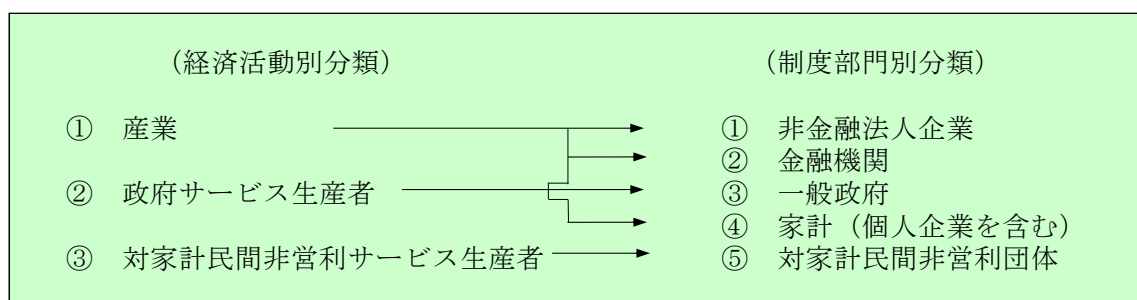
個人企業を含むのは、家計の構成員が独自の企業を所有し、家計の利益となるために活動しているとし、その企業はその家計自身と不可分のものとみなすことによります。

⑤ 対家計民間非営利団体

家計に対して非市場の財貨・サービスを提供する全ての居住者である非営利団体により構成されます。

4 経済活動別分類と制度部門別分類の関係

経済活動別分類と制度部門別分類は、異なる観点から区別されます。両者の関係は次のとおりです。



5 取引主体の居住者・非居住者別分類と取引場所の県内・県外別分類

取引は、その主体がその県の「居住者」であるか、「非居住者」であるかによって分類され、取引の発生場所が「県内」であるか、「県外」であるかによって分類されます。

財貨・サービスの生産に関する勘定は、県内で行われる全ての生産をカバーし、それらは全て居住者たる生産者により行われたものとします。

その他の勘定においては、居住者たる経済主体の取引を取り扱い、県内で発生したかどうかを問いません。居住者は、県内生産及び県外の生産への参加の結果として、雇用者報酬、財産所得、企業所得等を受け取ります。居住者の所得は、県内生産から発生した所得とは異なりま

す。企業は、本社、支社、営業所等に分かれ、複数の県において企業活動を行っている場合があります。この場合、一連の経済活動から発生する付加価値を、特定の県（例えば本社所在県）に帰属させることは適当ではありません。県民経済計算では、事業所が所在する県にそれぞれ帰属するとしています。

6 産業連関表との関係

県民経済計算は、一定期間の経済活動の正味の成果部分に相当するものとして、産業連関表における最終需要（県内総生産（支出側））と付加価値（県内総生産（生産側）、県内所得）に対応する部分に限られ、一産業の中間生産物の販売（中間投入）は、他産業の購入（中間需要）として相互に相殺されています。

産業連関表は、生産過程で原材料として中間消費されるものを含め、全ての財貨・サービスの生産と処分を把握しようとするものです。

県民経済計算と産業連関表の対応関係図

（単位：億円）

	中間需要	最終需要	
中間投入	産業間の取引 24,292 ※県民経済計算では捨象	（県内総生産（支出側）） 34,586	産出額 58,878
粗付加価値	（県内総生産（生産側）） （県内所得） 34,586		
産出額	58,878		

（注）図中の数値は、平成26年度値である。

第3章 県民経済計算の構成（基本勘定、主要系列表、付表）

1 基本勘定

（1）統合勘定

統合勘定は、財貨・サービスの取引、所得の分配及び移転取引を、制度部門を統合して記録し、一定期間における本県の経済活動の結果を総括したものです。

1－1 県内総生産勘定（生産側及び支出側）

この勘定は、県内における経済活動を総括する県内総生産を、生産側と支出側から捉えるものです。

勘定の借方（生産側）は、県内経済活動における付加価値総額を市場価格によって評価した県内総生産です。項目としては、「県内雇用者報酬」、「営業余剰・混合所得」、「固定資本減耗」、「生産・輸入品に課される税」、「（控除）補助金」が示されます。

勘定の貸方（支出側）は、県内生産物に対する支出の総額を市場価格によって評価した県内総生産です。項目としては、「民間最終消費支出」、「政府最終消費支出」、「総固定資本形成」、「在庫品増加」、「財貨・サービスの移出入（純）」が示されます。

県内総生産の生産側と支出側は同額になるものですが、推計方法の違いにより、不一致が生じます。この両者の差を「統計上の不突合」として支出側に計上しています。

1－2 県民可処分所得と使用勘定

この勘定においては、県内で発生する所得に県外からの雇用者報酬の受取（純）及び財産所得の受取（純）が加えられることによって、県民概念の所得が定義されます。さらに県外からの経常移転（純）が加わって県民可処分所得となります。

勘定の貸方は、県民可処分所得の受取側です。雇用者報酬は県民概念であり、「県内雇用者報酬」と「県外からの雇用者報酬（純）」からなります。「営業余剰・混合所得」は各制度部門の和です。県外からの移転項目については、「県外からの財産所得（純）」と「県外からのその他の経常移転（純）」が示されます。さらに「生産・輸入品に課される税」と「（控除）補助金」が、一般政府の所得として示されます。

勘定の借方は、県民可処分所得の使用（支払側）です。「民間最終消費支出」、「政府最終消費支出」、「県民貯蓄」となります。

1－3 資本調達勘定（実物取引）

この勘定は、資本形成とその資本調達のバランスを制度部門について統合したものです。国民経済計算では実物取引と金融取引とに区分しますが、県民経済計算では実物取引についてのみ記録します。

勘定の貸方の資本調達側に、「県民貯蓄」、「県外からの資本移転等（純）」が示され、「統計上の不突合」が控除されます。

勘定の借方の資本形成側は、「総固定資本形成」、「（控除）固定資本減耗」、「在庫品増加」、「県外に対する債権の変動」となります。

1－4 県外勘定（経常取引）

この勘定は、県外の視点から記録されています。国民経済計算では経常取引と資本取引に区分されますが、県民経済計算では経常取引についてのみ記録します。

「財貨・サービスの移出入（純）」、「県外からの雇用者報酬」、「県外からの財産所得（純）」、「県外からのその他の経常移転（純）」、「経常県外収支」、「県外への雇用者報酬」が示されます。

1-1 県内総生産勘定（生産側及び支出側）（単位：百万円）

1.1 県内雇用者報酬	1,448,300	1.6 民間最終消費支出	2,271,650
1.2 営業余剰・混合所得	1,000,761	1.7 政府最終消費支出	1,014,785
1.3 固定資本減耗	768,321	1.8 総固定資本形成	784,788
1.4 生産・輸入品に課される税	267,521	1.9 在庫品増加	6,037
1.5 （控除）補助金	26,337	1.10 財貨・サービスの移出入（純）	-639,060
		1.11 統計上の不突合	20,366
県内総生産（生産側）	3,458,566	県内総生産（支出側）	3,458,566

1-2 県民可処分所得と使用勘定（単位：百万円）

2.1 民間最終消費支出	2,271,650	2.4 県内雇用者報酬	1,448,300
2.2 政府最終消費支出	1,014,785	2.5 県外からの雇用者報酬（純）	4,722
2.3 県民貯蓄	394,388	2.6 営業余剰・混合所得	1,000,761
		2.7 県外からの財産所得（純）	104,397
		2.8 生産・輸入品に課される税	267,521
		2.9 （控除）補助金	26,337
		2.10 県外からのその他の経常移転（純）	881,459
県民可処分所得の使用	3,680,823	県民可処分所得	3,680,823

1-3 資本調達勘定（実物取引）（単位：百万円）

3.1 総固定資本形成	784,788	3.5 県民貯蓄	394,388
3.2 （控除）固定資本減耗	768,321	3.6 県外からの資本移転等（純）	73,337
3.3 在庫品増加	6,037	3.7 （控除）統計上の不突合	20,366
3.4 県外に対する債権の変動	424,855		
資産の変動	447,359	貯蓄・資本移転による正味資産の変動	447,359

1-4 県外勘定（経常取引）（単位：百万円）

4.1 財貨・サービスの移出入（純）	-639,060	4.6 県外への雇用者報酬	4,176
4.2 県外からの雇用者報酬	8,898		
4.3 県外からの財産所得（純）	104,397		
4.4 県外からのその他の経常移転（純）	881,459		
4.5 経常県外収支	-351,518		
支 払	4,176	受 取	4,176

（注）表中の数値は、平成26年度値である。

（2）制度部門別所得支出勘定

この勘定は、2-1 非金融法人企業、2-2 金融機関、2-3 一般政府、2-4 家計（個人企業を含む）、2-5 対家計民間非営利団体の5つの制度部門別に作成しています。

生産活動の結果発生した付加価値（所得）が、どの制度部門に分配され、さらに各制度部門及び県外部門間で様々な移転取引が行われる中で、それらの所得が最終的にどのように振り向けられているかを示しています。

勘定の借方（支払）には、「最終消費支出」、「財産所得」、「その他の経常移転」、「貯蓄」等が示されます。

勘定の貸方（受取）には、「県民雇用者報酬」、「営業余剰・混合所得」、「財産所得」等が示されます。

2-1 非金融法人企業

(単位：百万円)

1. 財産所得	299,509	6. 営業余剰	550,418
(1) 利子	68,820	7. 財産所得	224,842
(2) 法人企業の分配所得	201,944	(1) 利子	62,918
(3) 賃貸料	28,745	(2) 法人企業の分配所得	153,979
2. 所得・富等に課される経常税	62,625	(3) 保険契約者に帰属する財産所得	543
3. 無基金雇用者社会給付	16,078	(4) 賃貸料	7,402
4. その他の経常移転	8,592	8. 帰属社会負担	16,078
うち非生命純保険料	5,925	9. その他の経常移転	29,429
5. 貯蓄	433,963	うち非生命保険金	6,094
支 払	820,767	受 取	820,767
(参考) 支払利子 (FISIM調整前)	78,687	(参考) 受取利子 (FISIM調整前)	61,193

(注) 法人企業の分配所得には、海外直接投資に関する再投資収益を含む。

2-2 金融機関

(単位：百万円)

1. 財産所得	143,451	7. 営業余剰	49,572
(1) 利子	36,541	8. 財産所得	217,530
(2) 法人企業の分配所得	33,116	(1) 利子	100,860
(3) 保険契約者に帰属する財産所得	73,480	(2) 法人企業の分配所得	116,611
(4) 賃貸料	314	(3) 保険契約者に帰属する財産所得	59
2. 所得・富等に課される経常税	15,534	9. 社会負担	34,975
3. 現物社会移転以外の社会給付	53,279	(1) 現実社会負担	34,517
(1) 年金基金による社会給付	52,821	a. 雇主の自発的現実社会負担	28,249
(2) 無基金雇用者社会給付	458	b. 雇用者の自発的社会負担	6,268
4. その他の経常移転	29,826	(2) 帰属社会負担	458
うち非生命純保険料	60	10. その他の経常移転	30,915
非生命保険金	27,983	うち非生命純保険料	27,983
5. 年金基金年金準備金の変動	-18,304	非生命保険金	45
6. 貯蓄	109,206		
支 払	332,992	受 取	332,992
(参考) 支払利子 (FISIM調整前)	29,346	(参考) 受取利子 (FISIM調整前)	146,858

2-3 一般政府

(単位：百万円)

1. 最終消費支出	1,014,785	6. 財産所得	6,192
2. 財産所得	59,412	(1) 利子	2,565
(1) 利子	59,142	(2) 法人企業の分配所得	3,262
(2) 賃貸料	270	(3) 保険契約者に帰属する財産所得	11
3. 現物社会移転以外の社会給付	633,116	(4) 賃貸料	354
(1) 現金による社会保障給付	516,069	7. 生産・輸入品に課される税	267,521
(2) 無基金雇用者社会給付	27,838	8. (控除) 補助金	26,337
(3) 社会扶助給付	89,209	9. 所得・富等に課される経常税	164,117
4. その他の経常移転	741,551	10. 社会負担	441,284
うち非生命純保険料	119	(1) 現実社会負担	413,446
5. 貯蓄	-25,896	a. 雇主の強制的現実社会負担	192,508
		b. 雇用者の強制的社会負担	220,938
		(2) 帰属社会負担	27,838
		11. その他の経常移転	1,570,191
		うち非生命保険金	105
支 払	2,422,968	受 取	2,422,968
(参考) 支払利子 (FISIM調整前)	72,061	(参考) 受取利子 (FISIM調整前)	1,986
現物社会移転	682,551		
うち現物社会給付	420,775		

2-4 家計（個人企業を含む）

（単位：百万円）

1. 最終消費支出		2,213,169	7. 営業余剰・混合所得		400,771
2. 財産所得		19,835	（1）営業余剰（持ち家）		307,590
（1）消費者負債利子		3,305	（2）混合所得		93,181
（2）その他の利子		13,463	8. 県民雇用者報酬		1,453,022
（3）賃貸料		3,067	（1）賃金・俸給		1,186,083
3. 所得・富等に課される経常税		118,688	（2）雇主の社会負担		266,939
4. 社会負担		494,686	a. 雇主の現実社会負担		221,398
（1）現実社会負担		449,145	b. 雇主の帰属社会負担		45,541
a. 雇主の現実社会負担		221,398	9. 財産所得		175,088
b. 雇用者の社会負担		227,747	（1）利子		43,526
（2）帰属社会負担		45,541	（2）配当		16,462
5. その他の経常移転		59,357	（3）保険契約者に帰属する財産所得		74,127
うち非生命純保険料		21,553	（4）賃貸料		40,973
6. 貯蓄		-141,876	10. 現物社会移転以外の社会給付		715,646
			（1）現金による社会保障給付		522,353
			（2）年金基金による社会給付		52,821
			（3）無基金雇用者社会給付		45,541
			（4）社会扶助給付		94,931
			11. その他の経常移転		37,636
			うち非生命保険金		21,441
			12. 年金基金年金準備金の変動		-18,304
支 払		2,763,859	受 取		2,763,859
（参考）支払利子（FISIM調整前）		57,778	（参考）受取利子（FISIM調整前）		37,062
可処分所得		2,089,597	現物社会移転		743,495
貯蓄率（%）		-6.8	うち現物社会給付		415,846

（注）1. 可処分所得＝（受取－12）－（2～5の合計）

2. 貯蓄率＝貯蓄／（可処分所得＋年金基金年金準備金の変動）

2-5 対家計民間非営利団体

（単位：百万円）

1. 最終消費支出	58,481	6. 財産所得	3,369		
2. 財産所得	417	（1）利子	2,031		
（1）利子	190	（2）法人企業の分配所得	794		
（2）賃貸料	227	（3）保険契約者に帰属する財産所得	24		
3. 現物社会移転以外の社会給付	6,873	（4）賃貸料	520		
（1）無基金雇用者社会給付	1,167	7. 帰属社会負担	1,167		
（2）社会扶助給付	5,706	8. その他の経常移転	80,552		
4. その他の経常移転	326	うち非生命保険金	299		
うち非生命純保険料	326				
5. 貯蓄	18,991				
支	払	85,088	受	取	85,088
（参考）支払利子（FISIM調整前）	1,370	（参考）受取利子（FISIM調整前）	1,660		

（注）表中の数値は、平成26年度値である。

（３）制度部門別資本調達勘定（実物取引）

この勘定は、３－１非金融法人企業、３－２金融機関、３－３一般政府、３－４家計（個人企業を含む）、３－５対家計民間非営利団体の５つの制度部門別に作成しています。

実物資産の蓄積と、その蓄積のための原資をどう調達したかを示します。

勘定の借方には、実物資産の蓄積として、「総固定資本形成」、「（控除）固定資本減耗」、「在庫品増加」、「土地の購入（純）」が示されます。

勘定の貸方には、「貯蓄」、「資本移転（純）」が示されます。

「純貸出（＋）／純借入（－）」は、原資が実物資産の蓄積を上回る場合には純貸出（プラス）となり、資金を他部門で運用することになります。逆に原資が実物資産の蓄積を下回る場合には純借入（マイナス）となり、県外を含め、他の部門から資金を調達することになります。

３－１ 非金融法人企業

（単位：百万円）

１．総固定資本形成	415,129	６．貯蓄（純）	433,963
２．（控除）固定資本減耗	342,172	７．資本移転等（純）	43,651
３．在庫品増加	720		
４．土地の購入（純）	5,745		
５．純貸出（＋）／純借入（－）	398,192		
資 産 の 変 動	477,614	貯蓄・資本移転による正味資産の変動	477,614

３－２ 金融機関

（単位：百万円）

１．総固定資本形成	23,551	５．貯蓄（純）	109,206
２．（控除）固定資本減耗	21,118		
３．土地の購入（純）	142		
４．純貸出（＋）／純借入（－）	106,631		
資 産 の 変 動	109,206	貯蓄・資本移転による正味資産の変動	109,206

３－３ 一般政府

（単位：百万円）

１．総固定資本形成	234,890	６．貯蓄（純）	-25,896
２．（控除）固定資本減耗	190,229	７．資本移転（純）	29,024
３．在庫品増加	5,650		
４．土地の購入（純）	3,446		
５．純貸出（＋）／純借入（－）	-50,629		
資 産 の 変 動	3,128	貯蓄・資本移転による正味資産の変動	3,128

３－４ 家計（個人企業を含む）

（単位：百万円）

１．総固定資本形成	100,928	６．貯蓄（純）	-141,876
２．（控除）固定資本減耗	207,440	７．資本移転（純）	-6,694
３．在庫品増加	-333		
４．土地の購入（純）	-9,335		
５．純貸出（＋）／純借入（－）	-32,390		
資 産 の 変 動	-148,570	貯蓄・資本移転による正味資産の変動	-148,570

３－５ 対家計民間非営利団体

（単位：百万円）

１．総固定資本形成	10,290	５．貯蓄（純）	18,991
２．（控除）固定資本減耗	7,362	６．資本移転（純）	7,356
３．土地の購入（純）	2		
４．純貸出（＋）／純借入（－）	23,417		
資 産 の 変 動	26,347	貯蓄・資本移転による正味資産の変動	26,347

（注）表中の数値は、平成26年度値である。

2 主要系列表

主要系列表は、県経済の状況を生産、分配、支出の三面から分析できるよう、主－1 経済活動別県内総生産、主－2 県民所得及び県民可処分所得の分配、主－3 県内総生産（支出側）で構成されています。

各系列の関係は、相互関連図のとおりです。

【1】産出額（市場価格表示）

産出額（生産額、売上高の合計）から中間投入（原材料、光熱水費等）を減じた付加価値が県内総生産（市場価格表示）です。

経済活動別の産出額、中間投入、付加価値（県内総生産）は、付－4 経済活動別県内総生産及び要素所得に掲載しています。

【2】県内総生産（生産側）（市場価格表示）…… 主－1 経済活動別県内総生産

県内総生産は、県の経済規模を示す指標で、その対前年度増加率が「経済成長率」です。

付加価値の内訳（県内雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税（控除）補助金）についても、付－4 に掲載しています。

【3】県内純生産（市場価格表示）

県内総生産（市場価格表示）から固定資本減耗を減じたものが、県内純生産です。

【4】県内純生産（要素費用表示）

県内純生産（市場価格表示）から、生産・輸入品に課される税（控除）補助金を減じたものが、県内純生産（要素費用表示）です。

【5】県民純生産（要素費用表示）

県内純生産（要素費用表示）に、県外からの所得（純）を加えたものが、県民純生産（要素費用表示）です。これを、要素ごとに表示したのが、県民所得（要素費用表示）です。

県外からの所得（純）は、（県外からの雇用者所得＋財産所得）－（県外への雇用者所得＋財産所得）です。

【6】県民所得（要素費用表示）…… 主－2 県民所得及び県民可処分所得の分配

県民所得（要素費用表示）は、県の所得水準を表す指標であり、県民雇用者報酬、財産所得、企業所得により構成されます。

県民所得や国民所得を人口で除したものが、一人当たり県（国）民所得ですが、企業所得や財産所得を含むことから、賃金水準や給与水準とは異なる性質の指標となっています。

【7】県民総所得（市場価格表示）

県民所得（要素費用表示）に、生産・輸入品に課される税（控除）補助金、固定資本減耗を加えたものが、県民総所得（市場価格表示）です。

【8】県内総生産（支出側）（市場価格表示）…… 主－3 県内総生産（支出側）

県内総生産（支出側）は、県内概念に基づき財貨・サービスの処分状況を、最終消費支出、総資本形成、財貨・サービスの移出入（純）の需要項目ごとに把握し、これに統計上の不突合を加えることで、県内総生産（生産側）（市場価格表示）に対応しています。

県民総所得から、県外からの所得（純）を減じることによっても得ることができます。

(再掲) 県民経済計算の相互関連図

[平成26年度(名目)(単位:億円)]

生 産 分 配 支 出	【1】産出額 (市場価格表示) 58,878	付加価値(=県内総生産) 34,586			中間投入 24,292
	【2】県内総生産(生産側) (市場価格表示) 34,586	第1次産業 962	第2次産業 6,994	第3次産業 26,619	輸入品に課される税・関税 (控除) 総資本形成に係る消費税 10
		県内雇用者報酬 14,483	営業余剰・混合所得 10,008		生産・輸入品に課される税 (控除) 補助金 2,412 固定資本減耗 7,683
	【3】県内純生産 (市場価格表示) 26,903	県内総生産－固定資本減耗 26,903			
	【4】県内純生産 (要素費用表示) 24,491	県内総生産－固定資本減耗－生産・輸入 品に課される税(控除) 補助金 24,491			
					県外からの所得(純) 1,091
	【5】県民純生産 (要素費用表示) 25,582	県内純生産(要素費用表示) 24,491			
分 配	【6】県民所得 (要素費用表示) 25,582	県民雇用者報酬 14,530	企業所得 9,836		財産所得 1,215
	【7】県民総所得 (市場価格表示) 35,677	県民所得(要素費用表示) 25,582			生産・輸入品に課される税 (控除) 補助金 2,412 固定資本減耗 7,683
支 出	【8】県内総生産(支出側) (市場価格表示) 34,586	民間最終消費支出 22,717	政府最終消費支出 10,148	総資本形成 7,908	
		県内総生産(支出側) 34,586			財貨・サービスの移出入 (純)・統計上の不突合 -6,187

主－１ 経済活動別県内総生産

経済活動別県内総生産は、一定期間内に県内各経済部門の生産活動によって新たに生み出された付加価値を、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の３種類の経済活動別に示したものです。

なお、計数の利用に当たっては次の点に留意が必要です。

- ① 農家の自家消費に充てられた生産物及び所有者自身が使用する住居のサービス等、貨幣と交換されない生産物や便益も含まれます。
- ② 事業所の産出額には、本社、その他の事業所の産出額（本社、その他の事業所の一般管理費、物的諸経費、人件費等いわゆる本社経費負担分）が織り込まれているものとみなします。
これらの諸経費は通常工場等の事業所では支出されないものがありますが、生産物が市場に供給される際には当然必要な経費であり、コストの一部として付加されるものです。
事業所（工場）所在県と事業所（本社）所在県が同一県内の場合は、問題となりませんが、異なる場合は、事業所（工場）において、当該経費が購入されたとみなし、事業所の中間投入（事業所（工場）における本社サービスの購入）として計上します。これはまた、本社サービスの県外からの移入となります。
このような処理は、工場においても、本社においても、何らかの生産活動が行われているものとし、評価するものです。
- ③ 総生産は、県内概念によって捉えるため、県内で生産された生産物であれば、他県の県民への所得として分配するものも含まれます。

経済活動別県内総生産については、名目値に加えて実質値も表示されます。

実質化は、デフレーターが100となる年（参照年）を起点とし、常に前年を基準年とすることで、その年次の価格を評価替えするという「連鎖方式」がとられます。

計算に当たっては、産出額、中間投入をそれぞれ実質化し、実質産出額から実質中間投入を減じることで、実質県内総生産を求めます。

なお、連鎖方式では、実質値の内訳項目を合計したものは集計項目の実質値と一致しない（加法整合性の不成立）ため、「開差」の項目を設けています。

主－１ 経済活動別県内総生産

平成26年度

(単位：百万円)

項 目	名目実数	実質実数	デフレーター
１．産業	2,884,984	3,064,477	94.1
（１）農林水産業	96,233	105,808	91.0
① 農業	83,507	93,105	89.7
② 林業	10,982	9,843	111.6
③ 水産業	1,744	1,581	110.3
（２）鉱業	11,052	6,669	165.7
（３）製造業	449,100	600,608	74.8
① 食料品	44,485	43,431	102.4
② 繊維	375	320	117.2
③ パルプ・紙	7,357	8,805	83.6
④ 化学	39,299	41,400	94.9
⑤ 石油・石炭製品	2,006	3,187	62.9
⑥ 窯業・土石製品	13,739	14,884	92.3
⑦ 鉄鋼	9,475	8,542	110.9
⑧ 非鉄金属	25,025	19,274	129.8
⑨ 金属製品	26,231	23,966	109.5
⑩ 一般機械	31,921	34,940	91.4
⑪ 電気機械	135,506	396,156	34.2
⑫ 輸送用機械	16,416	15,149	108.4
⑬ 精密機械	25,477	26,959	94.5
⑭ その他の製造業	71,788	67,116	107.0
（４）建設業	239,267	227,293	105.3
（５）電気・ガス・水道業	135,147	110,321	122.5
① 電気業	99,409	83,364	119.2
② ガス・水道・熱供給業	35,738	29,422	121.5
（６）卸売・小売業	358,622	351,623	102.0
① 卸売業	124,245	115,146	107.9
② 小売業	234,377	237,836	98.5
（７）金融・保険業	121,990	165,223	73.8
（８）不動産業	540,648	578,930	93.4
① 住宅賃貸業	519,565	556,581	93.3
② その他の不動産業	21,083	22,160	95.1
（９）運輸業	158,197	155,053	102.0
（10）情報通信業	83,012	97,710	85.0
① 通信業	52,118	67,421	77.3
② 放送業	8,427	8,353	100.9
③ 情報サービス・映像文字情報制作業	22,467	23,007	97.7
（11）サービス業	691,716	676,895	102.2
① 公共サービス	317,305	297,462	106.7
② 対事業所サービス	175,494	181,640	96.6
③ 対個人サービス	198,917	196,032	101.5
２．政府サービス生産者	490,457	506,415	96.8
（１）電気・ガス・水道業	31,333	30,171	103.9
（２）サービス業	131,808	138,999	94.8
（３）公務	327,316	337,331	97.0
３．対家計民間非営利サービス生産者	82,155	89,383	91.9
（１）サービス業	82,155	89,383	91.9
４．小計	3,457,596	3,660,960	94.4
５．輸入品に課される税・関税	19,337	14,772	130.9
６．（控除）総資本形成に係る消費税	18,367	12,550	146.4
７．県内総生産	3,458,566	3,664,598	94.4
８．開差	-	2,100	-
（参考）第１次産業	96,233	105,808	91.0
第２次産業	699,419	831,030	84.2
第３次産業	2,661,944	2,726,144	97.6

(注) １．第１次産業：１（１） 第２次産業：１（２）～（４）

第３次産業：１（５）～（11）、２、３

２．実質値は「連鎖方式」により算出している。参照年（デフレーターが100となる年）は平成17暦年。

３．連鎖方式では、実質値の内訳項目を合計したものは、集計項目の実質値と一致しない。

主－２ 県民所得及び県民可処分所得の分配

県民所得は、県内居住者が一定期間に携わった生産活動によって発生した純付加価値を、生産要素と制度部門別を折衷した分類項目で表示したものです。

県民可処分所得は、県民所得にその他の経常移転（純）を加えて、県民（企業や政府も含む。）が実際に処分可能な所得を示したものです。

「制度部門別所得支出勘定」の各制度部門の該当項目から組替え表示することによって捉えます。

主－２ 県民所得及び県民可処分所得の分配

平成26年度

(単位：百万円)

項 目	実 数
1. 県民雇用者報酬	1,453,022
(1) 賃金・俸給	1,186,083
(2) 雇主の社会負担	266,939
a. 雇主の現実社会負担	221,398
b. 雇主の帰属社会負担	45,541
2. 財産所得（非企業部門）	121,515
a. 受取	184,649
b. 支払	63,134
(1) 一般政府	-53,220
a. 受取	6,192
b. 支払	59,412
(2) 家計	171,783
① 利子	40,221
a. 受取	43,526
b. 支払（消費者負債利子）	3,305
② 配当（受取）	16,462
③ 保険契約者に帰属する財産所得（受取）	74,127
④ 賃貸料（受取）	40,973
(3) 対家計民間非営利団体	2,952
a. 受取	3,369
b. 支払	417
3. 企業所得（法人企業の分配所得受払後）	983,643
(1) 民間法人企業	579,050
a. 非金融法人企業	469,362
b. 金融機関	109,688
(2) 公的企業	20,352
a. 非金融法人企業	6,389
b. 金融機関	13,963
(3) 個人企業	384,241
a. 農林水産業	29,363
b. その他の産業（非農林水産・非金融）	52,959
c. 持ち家	301,919
4. 県民所得（要素費用表示）	2,558,180
5. 生産・輸入品に課される税（控除）補助金	241,184
6. 県民所得（市場価格表示）	2,799,364
7. その他の経常移転（純）	881,459
(1) 非金融法人企業及び金融機関	-74,537
(2) 一般政府	800,925
(3) 家計（個人企業を含む）	80,551
(4) 対家計民間非営利団体	74,520
8. 県民可処分所得	3,680,823
(1) 非金融法人企業及び金融機関	524,865
(2) 一般政府	988,889
(3) 家計（個人企業を含む）	2,089,597
(4) 対家計民間非営利団体	77,472
（参考）県民総所得（市場価格表示）	3,567,685

(注) 県民総所得（市場価格表示）＝県民所得（要素費用表示）＋固定資本減耗
 ＋生産・輸入品に課される税（控除）補助金

主－３ 県内総生産（支出側）

県内総生産（支出側）は、支出の面から捉えた付加価値です。これは、付加価値を供給側から捉えた県内総生産（生産側）と一致します。

県内概念に基づき財貨・サービスの処分状況を、最終消費支出、総資本形成、財貨・サービスの移出入の項目ごとに把握し、これに統計上の不突合を加えることにより表示します。

この県内総生産（支出側）は、名目値に加えて実質値も表示されます。

実質化は、ある特定の基準年次の固定価格で、その他の年次の価格を評価替えするという「固定基準年方式」により行います。

計算に当たっては、各項目をそれぞれ実質化し、その積み上げにより実質化された総額を求めます。

主－３ 県内総生産（支出側）

平成26年度

（単位：百万円）

項 目	名目実数	実質実数	デフレーター
１．民間最終消費支出	2,271,650	2,467,564	92.1
（１）家計最終消費支出	2,213,169	2,406,134	92.0
a．食料・非アルコール飲料	328,524	312,582	105.1
b．アルコール飲料・たばこ	66,318	54,854	120.9
c．被服・履物	70,766	68,839	102.8
d．住居・電気・ガス・水道	692,301	728,738	95.0
e．家具・家庭用機器・家事サービス	92,855	152,974	60.7
f．保健・医療	85,775	85,433	100.4
g．交通	200,509	183,785	109.1
h．通信	68,900	74,648	92.3
i．娯楽・レジャー・文化	169,208	302,157	56.0
j．教育	29,059	30,914	94.0
k．外食・宿泊	124,743	116,691	106.9
l．その他	284,211	294,519	96.5
（再掲）家計最終消費支出（除く持ち家の帰属家賃）	1,672,009	1,806,178	92.6
持ち家の帰属家賃	541,160	599,956	90.2
（２）対家計民間非営利団体最終消費支出	58,481	61,430	95.2
２．政府最終消費支出	1,014,785	1,024,001	99.1
（１）国出先機関	84,753	85,523	99.1
（２）県	230,511	232,604	99.1
（３）市町村	263,090	265,479	99.1
（４）社会保障基金	436,431	440,395	99.1
（再掲）家計現実最終消費	2,954,201	3,152,204	93.7
政府現実最終消費	332,234	339,361	97.9
３．総資本形成	790,825	779,931	101.4
（１）総固定資本形成	784,788	774,057	101.4
a．民間	517,068	529,079	97.7
（a）住宅	71,402	65,327	109.3
（b）企業設備	445,666	463,752	96.1
b．公的	267,720	244,978	109.3
（a）住宅	2,423	2,231	108.6
（b）企業設備	30,407	28,822	105.5
（c）一般政府	234,890	213,925	109.8
（２）在庫品増加	6,037	5,874	-
a．民間企業	452	436	103.7
b．公的（公的企業・一般政府）	5,585	5,438	102.7
４．財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合	-618,694	-427,755	-
（１）財貨・サービスの移出入（純）	-639,060	-450,389	141.9
（２）統計上の不突合	20,366	22,634	-
５．県内総生産（支出側）	3,458,566	3,843,741	90.0
（参考）県外からの所得（純）	109,119	121,271	90.0
県民総所得（市場価格表示）	3,567,685	3,965,012	90.0
（参考）県内需要	4,077,260	4,271,496	95.5
民間需要	2,789,170	2,997,079	93.1
公的需要	1,288,090	1,274,417	101.1

（注）１．県民総所得＝県内総生産＋県外からの所得（純）

２．県内需要＝民間需要＋公的需要

 民間需要＝民間最終消費支出＋民間総固定資本形成＋民間在庫品増加

 公的需要＝政府最終消費支出＋公的総固定資本形成＋公的在庫品増加

3 付表

付表は、県民経済計算における主要な項目について、さらに詳細な内訳を示すものです。

付－１ 一般政府の部門別所得支出取引

「制度部門別所得支出勘定」の２－３一般政府を、内訳部門（国出先機関、県、市町村、社会保障基金）別に示したものです。

一般政府が県経済に果たしている役割を詳細に把握することを目的としています。

付－２ 社会保障負担の明細表（一般政府の受取）

社会保障負担は、雇主が負担するか、雇用者が負担するかに関わらず、一般政府の一部門である社会保障基金に対して、雇用者の利益のために支出される負担金です。

社会保障基金に属する社会保険特別会計、共済組合等の制度ごとに雇主及び雇用者の負担額を計上しています。

付－３一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）とともに、各制度の住民の福祉のための活動を把握するための明細表です。

「制度部門別所得支出勘定」の２－３一般政府の受取の該当項目に対応します。

付－３ 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）

社会保障に係る一般政府から家計への経常移転には、「社会保障給付」、「無基金雇用者社会給付」及び「社会扶助給付」があります。これらを、「現物社会移転以外の社会給付」及び「現物社会移転」に分けて計上しています。

これにより、家計に対する社会保障関係の支払を、現金によるもの及び現物によるもの別に把握することができます。

「制度部門別所得支出勘定」の２－３一般政府の支払の該当項目に対応します。

付－４ 経済活動別県内総生産及び要素所得

経済活動別の県内総生産について取りまとめたものです。経済活動別に「産出額」、「中間投入」、「県内総生産」等を計上しています。

「県内総生産」から「固定資本減耗」を減じて生産者価格表示の「県内純生産」を算出し、「県内純生産」から「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」を減じて「県内要素所得」を算出します。さらに、この「県内要素所得」から「県内雇用者報酬」を減じて、「営業余剰・混合所得」を算出します。

付－５ 経済活動別の就業者数及び雇用者数

付－４経済活動別県内総生産及び要素所得に関連して、就業者数、雇用者数を計上したものです。

なお、次の点に留意が必要です。

- ① いくつかの仕事を兼ねている者、例えば自営業主を本業としながら副業として雇用者でもある者、あるいは２か所の事業所に雇用される者については、２人と数えるため、「国勢調査」等、１人を一つの就業に限って数える調査の値とは異なっています。
- ② 就業時間の短いパート・タイム労働者についても、人数を就業時間の多少によって調整することはせず、フル・タイムの労働者と同様に１人としています。
- ③ 個人企業における有給の家族従業者は雇用者としています。

付－6 家計の形態別最終消費支出の構成

家計の形態別最終消費支出の構成は、耐久財、半耐久財、非耐久財、サービスに分類されます。

耐久財と半耐久財は耐用年数が1年以上の財ですが、その区分は使用期間の長短や購入価格の大小等を基準としています。

第4章 用語解説

い

一般政府

中央政府（国出先機関）、地方政府（県、市町村）と、社会保障基金から構成されます。政府及び社会保障基金により支配、資金供給され、非市場生産に従事している非営利団体も含まれます。

え

営業余剰・混合所得

生産における企業等生産者の生産活動の貢献分です。雇用者報酬、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税及び補助金（控除）とともに、付加価値の構成要素の一つです。

混合所得は、家計のうち個人企業の取り分です。個人企業の取り分の中には、個人業主等の労働報酬の要素を含むことから、営業余剰（家計においては持ち家分）とは区別します。

営業余剰・混合所得は、市場での利益の追求を目的とする産業においてのみ生じます。

SNA（System of National Accounts）

「System of National Accounts」の略称であり、「国民経済計算」又は「国民経済計算体系」と訳されています。一国の経済状況を体系的に記録することをねらいとする国際的な基準とされ、国際連合が加盟各国にその導入を勧告した体系となっています。

現行の県民経済計算は、1993年に国際連合が採択した、「1993年国民経済計算体系（System of National Accounts 1993）」（93SNA）に準拠しています。

か

家計最終消費支出

家計（個人企業を除きます。）による新規の財貨・サービスに対する支出です。

農家による農産物の自家消費、自己所有住宅の帰属家賃、賃金・俸給における現物給与等も含まれます。

間接的に計測される金融仲介サービス

（FISIM：Financial Intermediation Services Indirectly Measured）

金融仲介機関の中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を課したり支払ったりすることにより、明示的には料金を課さずにサービスを提供することができるものがあります（このような金融仲介機関に資金を貸す人々（預金者）には他の場合よりも低い利子率で支払い、資金を借りる人々にはより高い利子率を課す。）。

こうした金融仲介機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を、間接的な測定方法を用いて推計したものが、「FISIM」です。

現在の93SNAでは、「FISIM」を通常の財貨・サービスの一つとして位置付けています。なお、68SNAでは、金融部門の産出額は、「帰属利子」としていました。

き

企業所得

営業余剰・混合所得に、財産所得の純額（受取額－支払額）を加えたものです。

民間法人企業、公的企業、個人企業に区分されます。

帰属計算

県民経済計算上の特殊な概念であり、財貨・サービスの提供ないし享受に際して、実際には市場でその対価の受払が行われないにもかかわらず、それがあたかも行われたかのようにみなして擬制的計算を行うことをいいます。

例えば、自己所有住宅の帰属家賃や農家による農産物の自家消費があります。

け

経済活動別分類

生産についての意思決定を行う主体の分類です。生産技術の同質性に着目した分類であり、事業所（実際の作業を行う工場や事務所等）が基本単位です。

この分類による取引主体は、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の3つに大別されます。

経済成長率

県内総生産の対前年度増加率です。名目県内総生産の増加率を名目経済成長率、実質県内総生産の増加率を実質経済成長率といいます。

実質経済成長率は物価変動が除かれていることから、生産活動の水準（新たに生み出された財貨・サービスの生産量）の変化を表します。

経常移転

生産の結果発生した所得のなかには、移転取引を通じて各制度部門間に分配されるものがあります。経常移転は、支払側の資産や貯蓄ではなく経常的な収入の中から充てられ、また受取側の投資の源泉とならない点で資本移転と区別される移転であり、所得支出勘定に全て計上されます。

現金による社会保障給付

社会給付のうち、社会保障基金から家計に対して現金で給付されるものです。健康保険による医療、介護の保険給付分等直接家計に現金で支払われない現物は含みません。

現金による社会保障給付は、所得支出勘定において、一般政府の支払、家計の受取として計上されます。

県内概念及び県民概念

県経済を把握するうえで、県内概念（属地主義）と県民概念（属人主義）とがあります。

県内概念とは、県内で行われた経済活動を、それに携わった者の居住地を問わずに把握するものです。県民概念は、県内居住者が行った経済活動を、地域に係わりなく把握するものです。ここでいう居住者とは、個人だけでなく、法人企業、政府機関等、経済主体全般をさします。

県内総生産（生産側）と県内総生産（支出側）は県内概念で捉え、県民所得は県民概念で捉えます。

県内総生産（支出側）

最終生産物に対する支出です。個人による消費や住宅投資、企業による設備投資、政府によるインフラの整備、県外への移出等が該当します。

県内総生産（生産側）

付加価値を生産側から把握したものです。この県内総生産を経済活動別にみたものが「経済活動別県内総生産」です。

現物社会移転

一般政府及び対家計民間非営利団体が、個々の家計に対して財貨・サービスを、現物により支給することです。当該財貨・サービスは、一般政府及び対家計民間非営利団体が市場で購入したかあるいはその非市場産出として生産したものです。

現物社会給付と個別的な非市場財・サービスの移転から構成されます。

現物社会給付

一般政府から家計への医療保険給付及び介護保険給付で、現物社会移転の一項目です。

社会保障基金が家計に対して払い戻しを行う「払い戻しによる社会保障給付」と、関連するサービスを直接受給者（家計）に支給する「その他の現物社会保障給付」とに分けられます。

県民可処分所得

県民所得（市場価格表示）に、「その他の経常移転（純）」を加えたものです。所得再配分後の所得を表します。

県民所得

生産活動によって生み出された付加価値を、分配の側面から把握したものです。

県民所得（要素費用表示）は、県民雇用者報酬、財産所得、企業所得から構成されます。また、県民所得（要素費用表示）に、「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」を加えたものが、県民所得（市場価格表示）になります。

二

公的企業

政府により所有又は支配されている企業で、商法その他の公法、特別法、行政規則等により法人格を持つ公的法人企業及び生産する財貨・サービスのほとんどを市場で販売する大規模な非法人政府事業体です。その活動から産業として分類される事業所を単位とします。

経済活動別分類では産業に、制度部門別分類では非金融法人企業及び金融機関に分類されます。

公的非金融企業としては、東日本電信電話株式会社、東日本高速道路株式会社、日本郵便株式会社等の法人企業や、国立大学法人の附属病院、県、市町村の公営企業等があります。

公的金融機関としては、財政融資資金等の金融業務を営む特別会計や日本銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社ゆうちょ銀行等があります。

固定資本減耗

建物、構築物、設備、機械等再生産可能な固定資産（有形固定資産、無形固定資産）について、通常の破損及び損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等からくる減耗分を評価したものです。固定資産を代替するための費用として、総生産の一部を構成します。

固定資本減耗は、全て時価（再調達価格）ベースで推計されます。

雇用者報酬

生産活動によって生み出された付加価値のうち、労働を提供した雇用者への分配額をさします。

具体的には次の項目から構成され、①の（b）、②及び③の一部は、実際に現金で雇用者に支払われるものではなく、帰属計算により雇用者報酬に含まれます。

① 賃金・俸給

（a）現金給与（所得税や社会保険料の雇用者負担分等の控除前）

雇用者の賃金、給料、手当、賞与等のほかに役員給与や議員歳費等も含みます。

（b）現物給与

自社製品等の支給等、雇用者の利益となることが明らかな財貨・サービスに対する雇主の支出であり、給与住宅差額家賃もこれに含まれます。

② 雇主の現実社会負担

健康保険、厚生年金等の社会保障基金への雇主の負担金（雇主の強制的現実社会負担）及び、厚生年金基金等の年金基金への雇主の負担金（雇主の自発的現実社会負担）。

③ 雇主の帰属社会負担

退職一時金等の無基金による社会保険制度への雇主の負担金。

さ

財貨・サービスの移出入（純）

県内の居住者と非居住者の間の財貨・サービスの取引で、移出から移入を減じた純額を計上します。

移出は、県内で生産された財貨・サービスの県外への販売を表します。移入は、財貨・サービスの県外からの購入を表します。

在庫品増加

企業及び政府が所有する製品、仕掛品、原材料等の棚卸資産について、一定期間における物量的増減を市場価格で評価したものです。仕掛工事中の重機械器具、屠畜や商品用に飼育されている家畜も含みます。

財産所得

金融資産、土地及び無形資産（著作権、特許権等）を貸借したことにより発生する所得の移転です。

利子及び配当、地代（土地の純賃貸料）、著作権及び特許権の使用料等が該当します。構築物（住宅を含みます。）、設備、機械等の再生産可能な有形固定資産の賃貸に関する賃借料は含みません。

財産所得の各項目とその使用する資産との関係は次のとおりです。

（ 財産所得 ）		（ 資産項目 ）	
○ 利子	←→	○ 金融資産（下記資産を除く）	
○ 法人企業の分配所得（配当等）	←→	○ 株式、出資金	
○ 保険契約者に帰属する財産所得	←→	○ 保険、年金準備金	
○ 賃貸料（地代、特許料等）	←→	○ 有形非生産資産（土地、森林等）	
		○ 無形非生産資産（著作権、特許権等）	

最終支出主体主義

購入された財貨・サービスの帰属する主体を区分する手法として、支出に充てた資金の出所によって行う方法（資金源泉主義）と、最終的な購入者によって行う方法（最終支出主体主義）があります。

県民経済計算では最終支出主体主義を採用しています。

最終需要

産出あるいは移入された財貨・サービスは、産業等の原材料として再び生産過程に入って中間消費されるものと、家計や一般政府の消費あるいは資本形成等として最終的な需要となるものに分かれます。

後者を最終需要といい、「民間最終消費支出」、「政府最終消費支出」、「総資本形成」、「財貨・サービスの移出」があります。

最終消費支出及び現実最終消費

消費については、当該制度部門が実際に支出した負担額を示す「最終消費支出」、実際に享受した便益の額を示す「現実最終消費支出」を把握しています。

家計と政府それぞれの現実最終消費支出は、次のとおりです。

- 家計現実最終消費支出＝家計最終消費支出＋対家計民間非営利団体最終消費支出
＋政府の個別消費支出
- 政府現実最終消費支出＝政府の集合消費支出

産業

経済的に意味のある価格で生産物のほとんど、又は全てを販売する生産者（市場生産者）です。民間企業の事業所のほか、公的企業として産業に分類される政府諸機関等があります。

産出額

生産された財貨・サービスの価格であり、生産額、出荷額、売上高に近い概念です。この産出額から中間投入を減じたものが付加価値です。

し

市場価格表示及び要素費用表示

市場価格表示とは、市場で取引される価格による評価であり、消費税等の生産・輸入品に課される税及び補助金（控除）を含んでいます。

要素費用表示とは、各商品の生産のために必要とされる生産要素に対して支払われた費用（雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗）による評価であり、生産・輸入品に課される税及び補助金（控除）を含まないものです。

県内総生産、県民可処分所得は市場価格表示で、県民所得は市場価格表示と要素費用表示の両方で評価しています。

資本移転

反対給付を伴わない移転のうち、受取側の総資本形成やその他の資本蓄積あるいは長期的な支出の資金源泉となり、支払側の資産又は貯蓄から賄われる移転であり、経常移転と対比されます。

資本移転は当事者の投資や資産に影響を及ぼしますが、消費には資産額やその構成の変化を通じて間接的な影響を及ぼすにとどまります。政府の民間企業に対する資本補助金（例えば、私鉄の新線建設費に対する補助）や相続税、贈与税等がこれに該当します。

社会給付及び社会負担

社会給付は、病気、失業、退職、住宅、教育等の備えとなることを意図して家計に支払われる経常移転です。次の5つに分類しています。

- ① 老齢年金等の「現金による社会保障給付」
- ② 厚生年金基金等の「年金基金による社会給付」
- ③ 生活保護等の「社会扶助給付」
- ④ 退職一時金等の「無基金雇用者社会給付」
- ⑤ 医療保険給付及び介護保険給付からなる「現物社会移転」

社会負担は、社会給付が支払われることに備えて社会保険制度に対して行う現実又は帰属の支払です。次の5つに分類しています。

- ① 社会保障基金への負担金のうち雇主負担分である「雇主の強制的現実社会負担」
- ② 社会保障基金への負担金のうち雇用者負担分である「雇用者の強制的社会負担」
- ③ 年金基金への負担金のうち雇主負担分である「雇主の自発的現実社会負担」
- ④ 年金基金への負担金のうち雇用者負担分である「雇用者の自発的社会負担」
- ⑤ 無基金制度への負担金である「帰属社会負担」

社会扶助給付

一般政府及び対家計民間非営利団体から家計への移転です。一般政府分としては、生活保護費、遺族等年金、恩給等があり、対家計民間非営利団体分としては、無償の奨学金等があります。

社会保障基金

社会全体あるいは大部分を対象として社会保障給付を行うことを目的としていること、加入が法律により義務付けられていること、資金が積立方式以外の方法で運営されていることを満たす組織です。

中央政府及び地方政府とともに一般政府を構成しており、国の社会保険特別会計、共済組合（国家及び地方公務員共済組合等）、及び健康保険組合等が該当します。

就業者及び雇用者

就業者は、生産活動に常用雇用、日雇を問わず従事する者です。

雇用者は、就業者のうち個人業主と無給の家族従業者を除く全てのものです。法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含みます。

純貸出（＋）／純借入（－）

実物面において、投資と貯蓄は経済全体では一致しますが、部門別には一致しません。投資と貯蓄の差は、 $I - S$ バランスと呼ばれますが、これに資本移転の受払を加えたものが「純貸出（＋）／純借入（－）」です。

消費者負債利子及びその他の利子

「制度部門別所得支出勘定」の2－4家計（個人企業を含む）の支払財産所得には、「消費者負債利子」と「その他の利子」があります。消費者負債利子は、住宅ローン以外の消費者としての家計が支払った利子です。その他の利子は、家計部門に含まれている個人企業が支払った利子です。

主－2県民所得及び県民可処分所得の分配では、消費者負債利子は家計（非企業部門）の利子支払として計上し、その他の利子は個人企業の企業所得とします。

所得・富等に課される経常税

①労働の提供や財産の貸与、資本利得等様々な源泉からの所得に対して、公的機関によって定期的に課される税、及び②消費主体としての家計が保有する資産に課される税です。所得税、法人税、県民税、市町村民税等のほかに、家計の負担する自動車関係諸税及び日本銀行納付金該当します。

所得・富等に課される経常税と生産・輸入品に課される税の区別は、それが所得から支払われるか、生産コストの一部とみなされるかによります。したがって、自動車税のような税は、生産者が支払う場合には生産コストを構成するものとして生産・輸入品に課される税に分類されますが、家計が支払う場合には生産活動との結びつきがないため所得・富等に課される経常税に分類されます。

せ

生産・輸入品に課される税

①財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課される税で、②税法上損金算入を認められ、③その負担が最終購入者へ転嫁されるものです。

これは生産コストの一部を構成するものとみなされる点で、所得・富等に課される経常税と区別されます。

例としては、消費税、関税、酒税等の国内消費税、不動産取得税、印紙税等の取引税、事業税、固定資産税、企業の支払う自動車税等があげられます。住宅（含む土地）に対する固定資産税も、帰属家賃の一部を構成するとみなされ生産・輸入品に課される税として扱われます。

制度部門別分類

所得の受払や財産の所有、運用に関する意思決定を行う主体の分類です。所得支出勘定、資本調達勘定等に用いられます。

非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計（個人企業を含む）、対家計民間非営利団体、の5部門があります。

政府サービス生産者

政府を、消費主体としてだけでなく、生産主体として各付けているものです。

政府が購入する財貨・サービスは、政府サービス生産の中間投入として計上します。政府サービスの産出額は、中間投入に雇用者報酬、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税を加えたものです。生産された政府サービスの一部は家計等に販売されますが、大半は自らが消費し、政府最終消費支出として計上されます。

家計に販売された政府サービス（国公立学校の授業料のように家計が政府から直接購入したサービス）は、家計最終消費支出となります。

政府最終消費支出

一般政府の財貨・サービスに対する経常的支出である政府サービス生産者の産出額（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から、商品・非商品販売額を減じたものに、現物社会給付等（医療保険及び介護保険による給付分等）を加えたものです。

そ

総（グロス）概念及び純（ネット）概念

生産や固定資本形成等で、固定資本減耗を含む計数は「総（グロス）」、含まない計数は「純（ネット）」が付されます。

例えば、「県内総生産」は固定資本減耗を含み、「県内純生産」は固定資本減耗を含みません。

総固定資本形成

民間法人、公的企業、一般政府、対家計民間非営利団体及び家計（個人企業）が新規に購入した有形又は無形の資産（中古品やスクラップ、土地等の純販売額は控除し、マージン、移転経費は含みます。）であり、次のものが該当します。

① 有形固定資産

住宅、住宅以外の建物及び構築物、輸送機器、機械設備、育成資産（種畜、乳牛、果樹、農園等）。民間転用が可能な防衛関係設備等も含みます。

② 無形固定資産

鉱物探査、コンピュータ・ソフトウェア（生産者が1年を超えて使用するソフトウェア（受注型ソフトウェア、パッケージ型ソフトウェア及び自社開発ソフトウェア））、プラント・エンジニアリング。

③ 有形非生産資産の改良

土地の造成・改良、鉱山・農地等の開発、拡張等。

建物、道路、ダム、港湾等建設物の仕掛工事は、建設発注者の総固定資本形成に含まれますが、重機械器具の仕掛工事は、在庫品増加に分類されます。

総資本形成

民間法人、公的企業、一般政府、対家計民間非営利団体及び家計（個人企業）の生産者としての支出（購入及び自己生産物の使用）のうち、中間消費とならないものであり、総固定資本形成と在庫品増加からなります。

総資本形成に係る消費税

消費税は事業者を納税義務者としませんが、税分は事業者の販売する財貨・サービスの価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担するものであり、生産・輸入品に課される税に分類されます。

総資本形成は、仕入税額控除できる消費税額を含みません。課税業者の投資に係る消費税は、仕入れに係る消費税とともに、消費税の納入額から控除できるためです。こうした消費税の取り扱いを修正グロス方式といいます。

た

対家計民間非営利団体及び対家計民間非営利サービス生産者

他の方法では効率的に提供し得ない社会的、公共的サービスを家計へ提供する団体を「対家計民間非営利団体」といいます。生産者として把握する場合、「対家計民間非営利サービス生産者」といいます。対家計民間非営利団体は、ある特定の目的を遂行するために集まった個人の自発的な団体で、具体的には、労働組合、政党、宗教団体、私立学校等が該当します。

対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体によるサービスの産出額から、商品・非商品販売額を減じたものです。

対家計民間非営利団体の販売での収入は、生産コスト（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）をカバーし得ず、その差額が自己消費とみなされたものです。

対前年度増加寄与度

全体の増加率に対して、各内訳項目の増加がどの程度寄与したかを示すものです。

当年度の内訳項目実数をA、前年度の内訳項目実数をB、前年度の全体実数をCとして、次により算出します。

$$\text{対前年度増加寄与度（\%）} = [(A - B) / C] \times 100$$

ち

中間投入及び中間消費

中間投入は、生産過程で原材料費、光熱費、間接費等として投入された財貨及びサービスです。

機械等の固定資本の減価償却分や人件費は含まれず、固定資本減耗、雇用者報酬として付加価値に含まれます。中間投入を需要側からみた場合は、中間消費といいます。

貯蓄

各部門の所得（雇用者報酬、営業余剰・混合所得等）の受取や各種の経常移転の受取からなる経常的収入から、消費支出や各種の経常移転支払からなる経常的支出を減じたものです。

賃貸料

土地の純賃貸料及び特許権、著作権等の使用料です。

土地の賃貸は、建物や機械とは異なり、所有者の生産活動として取り扱いません。賃貸された土地は、生産面では使用者が所有しているように取り扱い、土地の所有に伴う税、維持費等の経費は使用者が生産活動を行うためのコスト（生産・輸入品に課される税、中間投入）とします。純賃貸料（総賃貸料－税等諸経費）は使用者の営業余剰・混合所得となりますが、使用者と所有者では、純賃貸料が財産所得（賃貸料）の受払となります。

て

デフレーター

名目値から物価変動を除いた実質値を算出するために用いられる指数です。

と

統計上の不突合

県内総生産の生産側と支出側は同額になりますが、推計方法が異なるため一致しません。両者の差を「統計上の不突合」として支出側に計上します。

国民経済計算では、生産側に計上します。

ね

年金基金による社会給付

年金基金は、年金及び退職一時金の給付のための運用主体です。特定の雇用者集団ごとに設立され、厚生年金基金、確定給付企業年金等が該当します。

年金基金から家計へ支払われる年金及び一時金が、年金基金による社会給付です。

年金基金年金準備金の変動

金融機関である年金基金から家計が受け取る社会給付と、家計が年金基金へ払い込む社会負担は経常移転として計上されます。年金準備金は、家計の金融資産であることから、社会負担（支払）が社会給付（受取）を超過する分を調整項目として設けたものです。

具体的には、次により、家計の受取側、金融機関の支払側に計上します。

$$\begin{aligned} \text{年金基金年金準備金の変動} &= \text{雇主の自発的現実社会負担} \\ &+ \text{雇用者の自発的社会負担} - \text{年金基金による社会給付} \end{aligned}$$

は

発生主義

県民経済計算では、取引が実際に発生した時点を把握する、発生主義を採用しています。

具体的には、生産活動においては、財貨の生産やサービスの提供がなされた時点、消費支出、資本形成については、財貨・サービスが購入された時点又は所有権が移転した時点となります。県外取引は、居住者と非居住者間で所有権が移転した時点となります。

ほ

保険契約者に帰属する財産所得

「生命保険準備金及び年金基金に関する家計の純持分（責任準備金）」と、「保険料の前払に対する準備金（未経過保険料）及び未払保険金に対する準備金（支払準備金）」を合わせて保険技術準備金といいます。保険契約者に帰属する財産所得は、この保険技術準備金の投資により得られる所得です。

これは、保険会社から保険契約者に支払われるべきものですが、実際は保険会社に留保されることから、保険会社（金融機関）から家計に支払われるものとして計上し、追加保険料として再び保険会社に全額支払われるように取り扱います。

補助金

次の3つの条件を満たす経常交付金です。

- ① 企業に対して支払われるもの。
- ② 企業の経常費用を賄うために交付されるもの。
- ③ 財貨・サービスの市場価格を低下させるもの。

一方、対家計民間非営利団体や家計への経常的交付金は、補助金ではなく政府による他の種類の経常移転（他に分類されない経常移転）として扱われます。また、投資、あるいは資本資産、運転資産の損失補填のために産業に対して行われる移転は、補助金ではなく資本移転に分類されます。

み

民間最終消費支出

家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計です。

む

無基金雇用者社会給付及び帰属社会負担

無基金雇用者社会給付は、社会保障基金、金融機関（年金基金）等の外部機関を利用せず、自己で基金を設けることもせず、雇主がその源泉から雇用者に支払う福祉的な給付です。具体的には、退職一時金、公務災害補償費等が該当します。

この給付を、所得支出勘定において、企業等の支払と、家計の受取に計上します。家計の雇用者報酬（受取）にも、この給付を「雇主の帰属社会負担」として計上することから、重複を避けるため、同額を「帰属社会負担」として計上し、家計から企業等への支払とする帰属計算をしています。

め

名目値及び実質値

名目値は、その年の市場価格で表示したものです。産業の構成をみる場合や、国や他県と経済規模を比較する場合に適切な指標です。

実質値は、ある特定の時点での価格水準を基準にして、物価変動を除いて評価したものです。異なる時点の値を比較する場合に適切な指標です。

も

持ち家の企業所得

持ち家は、個人所有かつ自己居住に係る住宅を、独立の企業として取り扱っているものです。その企業所得は、次により算出します。

持ち家の帰属家賃（自己居住住宅の家賃評価額）－中間投入（修繕費等）
－固定資本減耗－生産・輸入品に課される税（固定資産税等）
－住宅ローン支払利子－支払地代

持ち家の帰属家賃

家賃の受払を伴わない自己所有住宅（持ち家住宅）について、借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものとみなして、市場価格で評価したものです。

住宅自己所有者は不動産業（住宅賃貸業）を営んでいるものとし、その家賃は産出額となります。営業余剰（帰属家賃－中間投入－固定資本減耗－生産・輸入品に課される税）は、家計（個人企業）の営業余剰となります。

ゆ

輸入品に課される税・関税

関税、輸入品商品税からなり、輸入した事業所所在県で計上します。経済活動別に分割できないため、一括して計上します。

り

利子

財産所得のうち、金融資産（預貯金、債券、売掛金等）により発生する所得です。

県民経済計算では、一般的な借入金利、預金金利から把握される利子には、F I S I M（間接的に計測される金融仲介サービス）が加算控除されているとし、F I S I Mの調整を行っています。

れ

連鎖方式及び固定基準年方式

名目値から物価変動を除いた実質値を算出するための方法です。

連鎖方式は、デフレーターが100となる年（参照年）を起点とし、常に前年を基準年とすることで、その年次の価格を評価替えするものです。

基準年が前年に更新されることから価格変化の歪みが少なくなるという長所がありますが、内訳の合計が集計値と一致しないという性質（加法整合性の不成立）があります。

固定基準年方式は、特定の基準年次の固定価格で、評価替えするものです。

加法整合性が成立しますが、基準年から離れるほど価格変化の歪みの影響を受けやすくなります。

県内総生産（生産側）では連鎖方式を採用し、県内総生産（支出側）では固定基準年方式を採用しています。

第5章 推計方法

1 経済活動別県内総生産（名目）

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
＜ 共通事項 ＞	ア 各産業の総生産は次により求める。 総生産＝産出額－中間投入 イ 産出額には自社開発ソフトウェア投資額を含む。 ウ 中間投入にはソフトウェア投資額は含まないが、FISIM消費額及び政府手数料を含む。 エ 「従業者数」と記載している場合は、特に断りのない限り次の資料を用いている。 経済センサス活動調査（総務省） 経済センサス基礎調査（総務省） 事業所・企業統計調査（総務省） オ 「一人当たり現金給与の対全国比」と記載している場合は、特に断りのない限り次の資料を用いて推計した比率である。 毎月勤労統計調査（厚生労働省、県調査統計課） カ 「年度転換比率」と記載している場合は、特に断りのない限り次の資料を用いて推計した比率である。 第3次産業活動指数（経済産業省）	
1 産業		
（1）農林水産業		
① 農業	産出額 ア 農業 農業産出額 イ 獣医業 全国値×分割比率（獣医師数） ウ 農業サービス業 全国値×分割比率（従業者数） 中間投入 産出額×中間投入比率	生産農業所得統計（農林水産省） 内閣府資料 内閣府資料 内閣府資料
② 林業	※国有林野の活動は含まない。 産出額 ア 素材生産業 林業産出額（木材生産、薪炭生産、栽培きのこ類、林野副産物採取） イ 育林業 育林国内生産額×分割比率（現況森林面積） 中間投入 産出額×中間投入比率	生産林業所得統計（農林水産省） 産業連関表（全国表） 農林業センサス（農林水産省） 内閣府資料
③ 水産業	産出額 ア 海面漁業、イ 海面養殖業 漁業生産額 ウ 内水面漁業、エ 内水面養殖業 漁獲量×単価 中間投入 産出額×中間投入比率	漁業生産額統計（農林水産省） 漁業・養殖業生産統計、漁業生産額統計（農林水産省） 内閣府資料
（2）鉱業	産出額 ア 石炭・原油・天然ガス鉱業、イ 採石・砂利採取業、 ウ その他の鉱業 生産量×単価 中間投入 産出額×中間投入比率 ※砕石製造業（製造業で推計）をウに加算する。	関係資料 内閣府資料

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
(3) 製造業	ア 工業統計分 産出額 [製造品出荷額等（転売収入を除く）＋転売収入－転売仕入＋在庫純増] × 年度転換比率 [鉱工業生産指数（年度／暦年） × 産出物価指数（年度／暦年）] 中間投入 原材料使用額等（転売仕入等を除く） × 年度転換比率 [鉱工業生産指数（年度／暦年） × 投入物価指数（年度／暦年）] ＋ 間接費（産出額 × 間接費比率） ※ 碎石製造業は鉱業に格付けする。 イ と畜場 産出額 売上高等 中間投入 営業費用等	秋田県の工業、秋田県鉱工業生産指数（県調査統計課） 製造業投入・産出物価指数（日本銀行） 秋田県の工業、秋田県鉱工業生産指数（県調査統計課） 製造業投入・産出物価指数（日本銀行） 内閣府資料 関係資料 関係資料
(4) 建設業	産出額 ア 民間土木、イ 公共土木、ウ 民間建築、エ 公共建築 建設投資額国値 × 分割比率（出来高ベース工事費） オ 補修工事 ア～エ 産出額計 × 建設補修率 建設補修率 = 建設補修生産額 / （建築生産額 + 土木生産額） 中間投入 産出額 × 中間投入比率	建設投資見通し、建設総合統計年度報（国土交通省） 産業連関表（県表） 建設工事施工統計調査（国土交通省） 内閣府資料
(5) 電気・ガス・水道業		
① 電気業	産出額 営業収益等 中間投入 営業費用等	関係資料 秋田県公営企業会計決算書（県公営企業課） 市町村公営企業概要（県市町村課）
② ガス・水道・熱供給業	ア ガス業、イ 上水道業、ウ 工業用水道業 産出額 営業収益等 中間投入 営業費用等 エ 廃棄物処理業 産出額 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率（従業者数） 中間投入 産出額 × 中間投入比率	関係資料 秋田県公営企業会計決算書（県公営企業課） 市町村公営企業概要（県市町村課） 内閣府資料 内閣府資料
(6) 卸売・小売業		
① 卸売業	産出額 （年間販売額－本支店間移動－製造業の販売事業所分） × マージン率 ＋その他の収入 マージン率 = （商業企業の年間商品販売額－年間商品仕入額） / 年間商品販売額（販売額及び仕入額はともに全国値） 中間投入 産出額 × 中間投入比率	秋田県の商業（県調査統計課） 商業統計、商業動態統計（経済産業省） 内閣府資料
② 小売業	産出額、中間投入 卸売業と同様に推計する。	

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
(7) 金融・保険業	ア 金融業 産出額 (ア) 借り手側FISIM産出額 全国値×分割比率（貸出金残高） (イ) 貸し手側FISIM産出額 全国値×分割比率（預貯金残高） (ウ) 受取手数料 全国値×分割比率（預貯金残高＋貸出金残高） ※個別の機関の資料が入手できる場合は、当該数値を計上する。 (エ) 日本銀行産出額 全国値×分割比率（従業者数） 中間投入 産出額×中間投入比率 イ 保険業 産出額 (ア) 生命保険産出額 全国値×分割比率（保険契約高） (イ) 年金基金産出額 全国値×分割比率（加入者数等） (ウ) 非生命保険産出額 全国値×分割比率（保険料等） ※（ア）～（ウ）について、個別の機関の資料が入手できる場合は、当該数値を計上する。 中間投入 産出額×中間投入比率	内閣府資料 預金・貸出関連統計（日本銀行） 農林金融（農林中金総合研究所） 総合農協統計表（農林水産省） 内閣府資料 内閣府資料 生命保険事業概況（生命保険協会） 総合農協統計表（農林水産省） 損害保険料率算出機構統計集（損害保険料率算定機構） 内閣府資料
(8) 不動産業		
① 住宅賃貸業	ア 借家、イ 持ち家（帰属家賃） 産出額 1㎡当たり家賃単価×住宅床面積 中間投入 産出額×中間投入比率	住宅・土地統計、消費者物価指数（総務省） 建築着工統計（国土交通省） 内閣府資料
② その他の不動産業	ア 不動産仲介・管理業、イ 不動産賃貸業 産出額 全国値×分割比率（従業者数×一人当たり現金給与の対全国比）×年度転換比率 中間投入 産出額×中間投入比率	内閣府資料 内閣府資料
(9) 運輸業	A. 鉄道業 産出額 ア JR旅客 営業収益×分割比率（乗車人員） イ JR貨物 営業収益×分割比率（発送トン数） ウ 民間地方鉄道・軌道等 営業収入 中間投入 産出額×中間投入比率 B. 道路運送業 産出額 ア タクシー、イ バス 営業収入 ウ 道路貨物輸送業 全国値×分割比率（輸送トン数）×年度転換比率 中間投入 産出額×中間投入比率 C. 水運業 産出額 ア 沿海・内水面輸送業 全国値×分割比率（従業者数×一人当たり現金給与の対全国比）×年度転換比率 イ 港湾運送業 全国値×分割比率（海上出入貨物量）×年度転換比率 中間投入 産出額×中間投入比率	内閣府資料 内閣府資料 運輸要覧（東北運輸局） 内閣府資料 自動車運送事業関係統計（秋田運輸支局） 内閣府資料 交通関連統計資料集（国土交通省） 内閣府資料 内閣府資料 内閣府資料 港湾統計年報（国土交通省） 内閣府資料

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
(10) 情報通信業	D. 航空運輸業	
	産出額	
	ア 国内線 全国値×分割比率（輸送人キロ）×年度転換比率	内閣府資料 特定本邦航空運送事業者に係る情報（国土交通省）
	イ 国際線 全国値×分割比率（乗客数）×年度転換比率	内閣府資料 空港管理状況調査（国土交通省）
	中間投入 産出額×中間投入比率	内閣府資料
	E. その他の運輸業	
	産出額	
	ア 貨物運送取扱業 全国値×分割比率（取扱実績）×年度転換比率	内閣府資料
	イ 倉庫業 全国値×分割比率（普通営業倉庫平均月末在庫量）×年度転換比率	内閣府資料 陸運統計要覧（国土交通省）
	ウ 高速自動車道 料金収入等	内閣府資料
① 通信業	エ 路外駐車場 全国値×分割比率（駐車可能台数）×年度転換比率	内閣府資料 自動車駐車場年報（国土交通省）
	オ 航空附帯サービス 全国値×分割比率（航空運輸業産出額）×年度転換比率	内閣府資料
	カ コン包業、キ 水運附帯サービス、ク 旅行・その他の運輸附帯サービス 全国値×分割比率（従業者数×一人当たり現金給与の対全国比）×年度転換比率	内閣府資料
	中間投入 産出額×中間投入比率	内閣府資料
	A. 電信・電話業	
	産出額	
	ア 固定電気通信業、イ 移動電気通信業、ウ その他の電気通信業 全国値×分割比率（電話発信回数）×年度転換比率	内閣府資料 テレコムデータブック（電気通信事業者協会）
	エ その他の通信サービス業、オ インターネット付随サービス業 全国値×分割比率（従業者数×一人当たり現金給与の対全国比）×年度転換比率	内閣府資料
	中間投入 産出額×中間投入比率	内閣府資料
	B. 郵便業	
② 放送業	産出額 郵便業務収入×分割比率（引受内国郵便物数）	日本郵政統計資料
	中間投入 産出額×中間投入比率	内閣府資料
	産出額	
	ア 公共放送 収入額全国値×分割比率（受信契約数）	業務報告書（日本放送協会）
	イ 民間放送 営業収入等	関係資料
	ウ 有線放送 全国値×分割比率（従業者数×一人当たり現金給与の対全国比）×年度転換比率	内閣府資料
	中間投入 産出額×中間投入比率	内閣府資料
	A. 情報サービス業	
	産出額	
	全国値×分割比率（従業者数×一人当たり現金給与の対全国比）×年度転換比率	内閣府資料
③ 情報サービス・映像文字情報制作業		

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
(11) サービス業	中間投入 産出額×中間投入比率	内閣府資料
	B. 映像・文字情報制作業	
	産出額	
	ア 映像情報制作・配給業とニュース供給・興信所	
	全国値×分割比率（従業者数×一人当たり現金給与の対全国比）× 年度転換比率	内閣府資料
	イ 新聞業・出版業	
	（3）製造業 ア工業統計分 と同様に推計する。	秋田県の工業（県調査統計課）
	中間投入 産出額×中間投入比率	内閣府資料
	全国値分割の場合の産出額は次のとおり推計する。 全国値×分割比率（従業者数×一人当たり現金給与の対全国比）×年 度転換比率	内閣府資料
	① 公共サービス	
② 対事業所サービス	産出額	
	A. 教育（全国値分割）	
	B. 研究（全国値分割）	
	C. 医療・保健	
	ア 医療業	
	傷病治療費（公費負担分＋保険者負担分＋老人保健分＋後期高齢 者医療給付分＋患者負担分）＋正常分娩費＋室料差額等	国民医療費（厚生労働省） 基金年報（社会保険診療報酬支払基金） 衛生統計年鑑（県健康推進課）
	イ 保健衛生業（全国値分割）、ウ 社会福祉業（全国値分割）	内閣府資料 関係資料
	D. 介護	
	介護保険給付（公費負担分）＋自己負担分	関係資料
	E. その他の公共サービス（全国値分割）	
③ 対個人サービス	中間投入 産出額×中間投入比率	内閣府資料
	産出額	
	A. 広告業（全国値分割）	
	B. 業務用物品賃貸業（全国値分割）	
	ア 事務用機械器具等賃貸業、イ 貸自動車業	
	C. 自動車・機械修理業（全国値分割）	
	ア 自動車修理業、イ 機械修理業	
	D. その他の対事業所サービス業（全国値分割）	
	中間投入 産出額×中間投入比率	内閣府資料
	産出額	
	A. 娯楽業（全国値分割）	
	B. 飲食店（全国値分割）	
	C. 旅館・その他の宿泊所（全国値分割）	
	D. 洗濯・理容・美容・浴場業（全国値分割）	
	E. その他の対個人サービス業（全国値分割）	
	中間投入 産出額×中間投入比率	内閣府資料

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
2 政府サービス生産者 (1) 電気・ガス・水道業 (2) サービス業 (3) 公務	産出額＝中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税 ア 中間投入 資料より、物件費、維持補修費等を計上する。 イ 雇用者報酬 資料より、人件費を計上する。 ウ 固定資本減耗 固定資本減耗の推計値を計上する。 エ 生産・輸入品に課される税 資料より、国有資産所在市町村交付金、自動車取得税、消費税等を計上する。 次の区分で推計する。 (1) 電気・ガス・水道業 下水道（市町村） 廃棄物処理（県、市町村） (2) サービス業 教育（国出先機関、県、市町村） 学研究（国出先機関、県） (3) 公務 （国出先機関、県、市町村、社会保障基金）	決算書（県財政課） 地方財政状況調査（県財政課・市町村課） 市町村公営企業概要、市町村財政概要（県市町村課） 関係資料
3 対家計民間非営利サービス生産者 (1) サービス業	産出額 全国値×分割比率（従業者数×一人当たり現金給与の対全国比） 中間投入 産出額×中間投入比率 次の区分で推計する。 ア 教育、イ その他	内閣府資料 内閣府資料
5 輸入品に課される税・関税	全国値×分割比率（輸入額）×年度転換比率（国の財貨・サービスの輸入額）	国民経済計算（内閣府） 貿易統計（財務省）
6 総資本形成に係る消費税	支出系列の推計値を計上する。	総固定資本形成（支出系列）
7 県内総生産	1 産業＋2 政府サービス生産者＋3 対家計民間非営利サービス生産者＋5 輸入品に課される税・関税－6 総資本形成に係る消費税	
固定資本減耗		
産業	産出額×固定資本減耗比率 ※製造業、電気・ガス・水道業等は、資料に基づき推計する。	内閣府資料 秋田県の工業（県調査統計課）
政府サービス生産者	建物、建物以外（車両等）、社会資本減耗（道路、ダム等）及びソフトウェアの資本減耗を計上する。	内閣府資料
対家計民間非営利サービス生産者	全国値×分割比率（従業者数×一人当たり現金給与の対全国比）	内閣府資料
生産・輸入品に課される税	A. 国税 消費税、関税、酒税、たばこ税、揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税、石油石炭税、自動車重量税（1/2）、とん税、印紙収入、地価税、地方揮発油税、たばこ特別税、石油ガス税（譲与分）、航空機燃料税（譲与分）、自動車重量税（1/2）（譲与分）、特別とん税、地方法人特別税、揮発油税（譲与分）	国税庁統計年報（国税庁） 関税年報（財務省関税局） 外国貿易年報（函館税関）

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
補助金	B. 県税 地方消費税、事業税、不動産取得税、固定資産税（特例分）、自動車取得税（1/2）、軽油引取税、自動車税（1/2）、鉦区税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、産業廃棄物税、発電水利使用料	秋田県税務統計書（県税務課） 地方財政状況調査（県財政課）
	C. 市町村税 固定資産税、軽自動車税（1/2）、鉦産税、特別土地保有税、市町村たばこ税、都市計画税、事業所税、入湯税、交付金	市町村税の概要（県税務課） 地方財政状況調査（県市町村課）
	全国値×分割比率（総生産）	内閣府資料
	7 県内総生産－固定資本減耗－生産・輸入品に課される税＋補助金	
	制度部門別所得支出勘定の雇用者報酬（内ベース）を計上する。	雇用者報酬（制度部門別所得支出勘定）
県内要素所得		
県内雇用者報酬	県内要素所得－県内雇用者報酬	
営業余剰・混合所得		

2 経済活動別県内総生産（実質：連鎖方式）

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
実質県内総生産	ア 「国民経済計算」の経済活動別デフレーター（暦年値）に、年度転換率〔各種物価指数等（年度／暦年）〕を乗じ、デフレーター（年度値）を求める。 イ 産出額及び中間投入について、前年度を基準年次とした固定基準年方式の当年度実質値を求める。求めた実質産出額から実質中間投入を減じて実質総生産を求める。 $\text{当年度実質値（前年度固定基準）} = \text{当年度名目値} / (\text{当年度デフレーター} / \text{前年度デフレーター})$ ウ 上記イの当年度実質値を前年度名目値で除して、実質値の対前年度増加率を求める。 $\text{実質値対前年度増加率} = \text{当年度実質値（前年度固定基準）} / \text{前年度名目値}$ エ 産出額及び中間投入について、参照年（平成17暦年）を基準とした平成17年度の実質値を求める。求めた実質産出額から実質中間投入を減じて実質総生産を求める。 $\text{平成17年度実質値（平成17暦年基準）} = [\text{平成17年度実質値（前年度固定基準）} / \text{平成17年度デフレーター}] \times 100$ オ 上記エの実質値について、平成16年度以前は上記ウの増加率で除し、平成18年度以降は上記ウの増加率を乗じて、平成17暦年連鎖価格の実質値を求める。 $\begin{aligned} \text{平成16年度以前の実質値} &= \text{翌年度実質値} / \text{実質値増加率} \\ \text{平成18年度以降の実質値} &= \text{前年度実質値} \times \text{実質値増加率} \end{aligned}$ カ 名目県内総生産を上記オで求めた実質県内総生産で除して、デフレーターを求める。	国民経済計算（内閣府） 企業物価指数（日本銀行） 製造業投入・産出物価指数（日本銀行） 企業向けサービス価格指数（日本銀行） 建設工事費デフレーター（国土交通省） 消費者物価指数（総務省） 毎月勤労統計調査（厚生労働省）

3 県民所得及び県民可処分所得の分配

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
1 県民雇用者報酬 (1) 賃金・俸給 (2) 雇主の社会負担 a 雇主の現実社会負担 b 雇主の帰属社会負担	制度部門別所得支出勘定の推計値を計上する。 賃金・俸給（民ベース） 雇主の現実社会負担（民ベース） 雇主の帰属社会負担（民ベース）	雇用者報酬（制度部門別所得支出勘定）
2 財産所得（非企業部門） (1) 一般政府 a 受取 b 支払 (2) 家計 ① 利子 a 受取 b 支払（消費者負債利子） ② 配当（受取） ③ 保険契約者に帰属する財産所得（受取） ④ 賃貸料（受取） (3) 対家計民間非営利団体 a 受取 b 支払	制度部門別所得支出勘定の推計値を計上する。 ア 利子、イ 法人企業の分配所得、ウ 保険契約者に帰属する財産所得、エ 賃貸料 ア 利子、イ 賃貸料 利子（個人企業分を含む） 利子のうち「消費者負債利子」 配当 保険契約者に帰属する財産所得 賃貸料 ア 利子、イ 法人企業の分配所得、ウ 保険契約者に帰属する財産所得、エ 賃貸料 ア 利子、イ 賃貸料	財産所得（制度部門別所得支出勘定）
3 企業所得（法人企業の分配所得受払後） (1) 民間法人企業 a 非金融法人企業 b 金融機関 (2) 公的企業 a 非金融法人企業 b 金融機関 (3) 個人企業 a 農林水産業 b その他の産業（非農林水産・非金融） c 持ち家	制度部門別所得支出勘定の推計値を計上する。 営業余剰＋受取財産所得－支払財産所得 営業余剰＋受取財産所得－支払財産所得 営業余剰＋受取財産所得－支払財産所得 営業余剰＋受取財産所得－支払財産所得 混合所得－支払財産所得 混合所得－支払財産所得 営業余剰－支払財産所得	営業余剰・混合所得、財産所得（制度部門別所得支出勘定）

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
4 県民所得（要素費用表示）	1 県民雇用者報酬＋2 財産所得（非企業部門）＋3 企業所得（法人企業の分配所得受払後）	
5 生産・輸入品に課される税（控除）補助金	生産系列の推計値を計上する。 生産・輸入品に課される税－補助金	生産・輸入品に課される税、補助金（生産系列）
6 県民所得（市場価格表示）	4 県民所得（要素費用表示）＋5 生産・輸入品に課される税（控除）補助金	
7 その他の経常移転（純）	制度部門別所得支出勘定の推計値を計上する。	所得・富等に課される経常税、社会負担、現物社会移転以外の社会給付、その他の経常移転（制度部門別所得支出勘定）
（1）非金融法人企業及び金融機関	社会負担＋その他の経常移転（受取）－所得・富等に課される経常税－現物社会移転以外の社会給付－その他の経常移転（支払）	
（2）一般政府	所得・富等に課される経常税＋社会負担＋その他の経常移転（受取）－現物社会移転以外の社会給付－その他の経常移転（支払）	
（3）家計（個人企業を含む）	現物社会移転以外の社会給付＋その他の経常移転（受取）－所得・富等に課される経常税－社会負担－その他の経常移転（支払）	
（4）対家計民間非営利団体	社会負担＋その他の経常移転（受取）－現物社会移転以外の社会給付－その他の経常移転（支払）	
8 県民可処分所得		
（1）非金融法人企業及び金融機関	3 企業所得（1）、（2）＋7 その他の経常移転（純）（1）	
（2）一般政府	2 財産所得（1）＋5 生産・輸入品に課される税（控除）補助金＋7 その他の経常移転（純）（2）	
（3）家計（個人企業を含む）	1 県民雇用者報酬＋2 財産所得（2）＋3 企業所得（3）＋7 その他の経常移転（純）（3）	
（4）対家計民間非営利団体	2 財産所得（3）＋7 その他の経常移転（純）（4）	
（参考） 県民総所得（市場価格表示）	県民所得（要素費用表示）＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税（控除）補助金	

4 県内総生産（支出側、名目）

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
1 民間最終消費支出 (1) 家計最終消費支出	「家計調査法（2人以上世帯と単身世帯）」と「直接推計法」に区分して推計する。 A. 家計調査法 ア 2人以上世帯 一世帯当たり消費支出額×人員調整係数×修正率×世帯数 (ア) 一世帯当たり消費支出額 家計調査から求め、I T関連商品、高額商品等については、家計消費状況調査による推計値に入れ替える。 現物総額、こづかい、つきあい費を別途推計して加算する。 (イ) 人員調整係数 家計調査の一世帯当たり人員に対する消費支出額を、国勢調査における一世帯当たり人員に対する消費支出額に調整する係数 (ウ) 修正率 家計調査及び家計消費状況調査より推計した消費支出額を、全国消費実態調査における消費支出の水準に修正する比率 (エ) 世帯数 一般世帯総数－一般世帯のうち世帯人員が1人の世帯数 イ 単身世帯 一世帯当たり消費支出額×人員調整係数×修正率×世帯数 (ア) 一世帯当たり消費支出額 ア(ア)の支出額を計上する。 (イ) 人員調整係数 ア(イ)の係数を計上する。 (ウ) 修正率 (ア)×(イ)で求めた2人以上世帯の消費支出を、全国消費実態調査における単身世帯の消費支出の水準に修正する比率 (d) 世帯数 一般世帯のうち世帯人員が1人の世帯数＋施設等の人員総数 ウ SNAベースへの転換 ア、イと同様の方法により推計した全国値と、国民経済計算値との乖離率を求め、ア、イで推計した県値に乗じてSNAベースの推計値を求める。 ※次の品目は家計調査法の推計対象外とする。 (ア) 直接推計法により別途推計するもの 家賃地代、住宅関係負担費、診療代（自己負担分）、他の医療代（自己負担分）、自動車購入額、自動車保険料、非生命保険料等 (イ) 消費支出とみなされないもの 信仰・祭祀費、仕送り金、贈与金等 (ウ) 中間消費となるもの 設備修繕費の一定比率 B. 直接推計法 ア 金融機関の帰属サービス (ア) 生命保険のサービス料 生命保険産出額 (イ) 年金基金のサービス料 年金基金産出額 (ウ) 証券手数料 全国値×分割比率（一世帯当たり有価証券貯蓄現在高）	家計調査、家計消費状況調査（総務省） 家計調査、国勢調査（総務省） 全国消費実態調査（総務省） 国勢調査（総務省） 全国消費実態調査（総務省） 国勢調査（総務省） 金融・保険業（生産系列） 金融・保険業（生産系列） 内閣府資料 全国消費実態調査（総務省）

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
	(エ) FISIM消費額 家計（消費者家計）のFISIM消費額 イ 家賃（持ち家の帰属家賃を含む） 住宅賃貸業産出額 ウ 不動産あっせん料 不動産仲介・管理業産出額×不動産仲介業家計消費支出額／不動産仲介業生産額 エ 非生命保険のサービス料 非生命保険産出額×非生命保険純保険料家計分／全部門計 オ 乗用車購入額 (ア) 新車 自動車取得税課税標準額（乗用車計＋軽四輪乗用車計）×産業連関表家計消費支出／（県内需要合計－在庫純増） (イ) 中古車（マージン額） 全国値×分割比率（中古車登録台数） カ 医療費（自己負担分） 医療業産出額（傷病治療費患者負担分、正常分娩費、室料差額等） キ 介護費（自己負担分） 介護産出額－介護保険現物社会給付 (2) 対家計民間非営利団体最終消費支出 全国値×分割比率（従業者数×一人当たり現金給与の対全国比） 次の区分で推計する。 ア 教育、イ その他	財産所得（所得支出勘定） 不動産業（生産系列） 不動産業（生産系列） 産業連関表（県表） 金融・保険業（生産系列） その他の経常移転（所得支出勘定） 秋田県税務統計書（県税務課） 産業連関表（県表） 内閣府資料 自動車統計データブック（自動車販売協会連合会） サービス業（生産系列） サービス業（生産系列） 現物社会保障給付（所得支出勘定） 内閣府資料
2 政府最終消費支出	最終消費支出＝自己消費（産出額－商品・非商品販売）＋家計への移転的支出 ア 産出額 生産系列の推計値を計上する。 イ 商品・非商品販売 資料より公立学校授業料、下水道使用料等を計上する。 ウ 家計への移転的支出 医療保健給付費、教科書購入費等を計上する。	政府サービス生産者（生産系列） 地方財政状況調査（県財政課、市町村課） 関係資料 現物社会保障給付（所得支出勘定）
3 総資本形成		
(1) 総固定資本形成		
a 民間	A. 住宅 全国値（公的含む）×分割比率（出来高ベース居住用建築工事額）－公的住宅投資額 B. 企業設備 ア 製造業以外の産業 全国値×分割比率（総生産） イ 製造業 有形固定資産取得額＋建設仮勘定増減額－住宅投資額＋ソフトウェア投資額	国民経済計算（内閣府） 建設総合統計年度報（国土交通省） 内閣府資料 総生産（生産系列） 秋田県の工業（県調査統計課） 製造業（生産系列）
b 公的	A. 住宅 資料から該当する数値を計上する。 B. 企業設備 資料から該当する数値を計上する。 C. 一般政府 資料から該当する数値を計上する。	内閣府資料 地方財政状況調査（県財政課、市町村課） 内閣府資料 秋田県公営企業会計決算書（県公営企業課） 市町村公営企業概要（県市町村課） 関係資料 地方財政状況調査（県財政課、市町村課）

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
(2) 在庫品増加 a 民間企業	ア 製造業以外の産業 全国値×分割比率（産出額等） イ 製造業 年末在庫残高－年初在庫残高 資料から該当する項目を計上する。	内閣府資料 産出額（生産系列） 秋田県の工業（県調査統計課） 関係資料 秋田県公営企業会計決算書（県公営企業課） 市町村公営企業概要（県市町村課）
4 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合		
(1) 財貨・サービスの移出入（純）	ア 移出（FISIMを除く） 各産業産出額×移出率（輸移出額／県内生産額） イ 移入（FISIMを除く） 中間投入、民間最終消費支出、政府最終消費支出、総資本形成を、産業連関表の部門別構成比で按分した後、部門別移入率を乗じる。 部門別移入率＝輸移入額／（中間需要＋県内最終需要） ウ FISIM移出入（純） FISIM産出額－FISIM消費額	産出額（生産系列） 産業連関表（県表） 中間投入（生産系列） 支出系列各項目（支出系列） 産業連関表（県表） 金融・保険業（生産系列） 財産所得（所得支出勘定）
(2) 統計上の不突合	5 県内総生産－1 民間最終消費支出－2 政府最終消費支出－3 総資本形成－4 (1) 財貨・サービスの移出入（純）	
5 県内総生産（支出側）	県内総生産（生産側）と同額を計上する。	県内総生産（生産系列）
(参考) 県外からの所得（純） 県民総所得（市場価格表示）	県民所得（要素費用表示）－県内要素所得 5 県内総生産（支出側）＋県外からの所得（純）	

5 県内総生産（支出側、実質：固定基準年方式）

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
1 民間最終消費支出		
(1) 家計最終消費支出	「国民経済計算」同項目のデフレーターを用いて実質化する。	国民経済計算（内閣府）
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	「国民経済計算」同項目のデフレーターを用いて実質化する。	国民経済計算（内閣府）
2 政府最終消費支出	「国民経済計算」同項目のデフレーターを用いて実質化する。	国民経済計算（内閣府）
3 総資本形成	「国民経済計算」同項目のデフレーターを用いて実質化する。	国民経済計算（内閣府）
4 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合		
(1) 財貨・サービスの移出入（純）	産業別に求めたデフレーターで名目値（産業別）を除して、実質値（産業別）を求める。 実質値の合計で名目値の合計を除して、デフレーターを求める。	企業物価指数（日本銀行） 企業向けサービス価格指数（日本銀行） 消費者物価指数（総務省） 秋田市消費者物価指数（県調査統計課）

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
(2) 統計上の不突合	県内総生産（支出側）のデフレーターを用いて実質化する。	
5 県内総生産（支出側）	県内総生産（支出側）名目値（統計上の不突合を除く）／同実質値×100によりデフレーターを求める。 求めたデフレーターで県内総生産（支出側）名目値総額を除して、実質値を求める。 県外からの所得（純）、県民総所得（市場価格表示）については、県内総生産（支出側）のデフレーターを準用して実質値を求める。	

6 制度部門別所得支出勘定

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
1 雇用者報酬 (1) 賃金・俸給	A. 現金給与 ア 農業 (ア) 農家雇用者 農家一戸当たり雇用労賃×農家戸数 (イ) 農業企業体雇用者 一人当たり給与(全国値)×給与格差率×非農家雇用者数 (ウ) 有給家族従業者 一人当たり給与(全国値)×給与格差率×有給家族従業者数 イ 林業 (ア) 林家雇用者 林業純生産×個人割合(林野面積)×雇用労賃率 (イ) 林業企業体雇用者 一人当たり給与(全国値)×給与格差率×非農家雇用者数 (ウ) 有給家族従業者 一人当たり給与(全国値)×給与格差率×有給家族従業者数 ウ 水産業 (ア) 有給家族従業者以外 水産業純生産×雇用労賃率 (イ) 有給家族従業者 一人当たり給与(有給家族従業者以外)×有給家族従業者数 エ 農林水産業以外の産業(公務を除く) (ア) 常用雇用者 一人当たり現金給与額×常用雇用者数(常勤役員を含む)－常勤役員給与手当 (イ) 臨時・日雇 臨時・日雇雇用者数×一人当たり現金給与額(臨時・日雇雇用者推計値) オ 公務 生産系列(政府サービス生産者)の推計値を計上する。 B. 役員給与手当 一人当たり現金給与額(常用雇用者推計値)×給与格差×有給役員数 C. 議員歳費等 ア 議員歳費、イ 委員報酬 D. 現物給与 現金給与×現物給与比率	農業経営統計調査(農林水産省) 農林業センサス(農林水産省) 法人企業統計調査(財務省) 毎月勤労統計調査(厚生労働省) 国勢調査(総務省) 法人企業統計調査(財務省) 毎月勤労統計調査(厚生労働省) 国勢調査(総務省) 林業(生産系列) 農林業センサス(農林水産省) 林業経営統計調査(農林水産省) 法人企業統計調査(財務省) 毎月勤労統計調査(厚生労働省) 国勢調査(総務省) 法人企業統計調査(財務省) 毎月勤労統計調査(厚生労働省) 国勢調査(総務省) 水産業(生産系列) 漁業経営調査報告(農林水産省) 産業連関表(全国表) 国勢調査(総務省) 毎月勤労統計調査(県調査統計課) 国勢調査(総務省) 経済センサス活動調査、経済センサス基礎調査、事業所・企業統計調査報告(総務省) 内閣府資料 国勢調査(総務省) 賃金構造基本統計調査(厚生労働省) 政府サービス生産者(生産系列) 内閣府資料 地方財政状況調査(県財政課、市町村課) 内閣府資料

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
(2) 雇主の社会負担 a 雇主の現実社会負担	E. 給与住宅差額家賃 1 m^2当たり差額家賃単価（市中平均家賃－給与住宅家賃）×給与住宅床面積 F. 内民転換 A～Eは県内概念（内ベース）による推計値であるので、次により県民概念（民ベース）の推計値を求める。 賃金・俸給（民ベース）＝賃金・俸給（内ベース）＋県外からの賃金・俸給－県外への賃金・俸給 県外からの賃金・俸給＝雇用者一人当たり賃金・俸給×県内常住他県就業者数 県外への賃金・俸給＝雇用者一人当たり賃金・俸給×他県常住県内就業者数	住宅・土地統計調査、消費者物価指数（総務省） 建築着工統計調査（国土交通省）
	※内ベースと民ベースの賃金・俸給の比率を用いて、内ベース及び民ベース両方の推計値を求める。 A. 雇主の強制的現実社会負担 次の各制度の保険料収納済額等（雇主の負担金）を計上する。 特別会計〔年金（健康保険、厚生年金）、労働保険（労災保険、雇用保険）、船員保険〕、共済組合、組保管掌健康保険、児童手当及び子ども手当、基金、介護保険	関係資料 内閣府資料 事業年報（社会保険庁） 全国健康保険協会事業年報（協会けんぽ） 厚生年金保険・国民年金事業年報、児童手当事業年報、子ども手当事業年報（厚生労働省）
	B. 雇主の自発的現実社会負担 次の各制度の掛金収納済額等（雇主の負担金）を計上する。 厚生年金基金、適格退職年金、勤労者退職金共済機構、中小企業基盤整備機構・小規模企業共済勘定、確定給付企業年金、確定拠出年金（企業型）	内閣府資料 関係資料
	A. 退職一時金 ア 民間分 退職所得支払額（官公庁以外、東北値）×分割比率（退職所得源泉徴収税額） ※年金基金から支給された分は控除する。 イ 民間分以外 資料から該当する項目を計上する。 B. 公務災害補償費 資料から該当する項目を計上する。	仙台国税局統計書（仙台国税局） 関係資料 地方財政状況調査（県財政課、市町村課） 関係資料 地方財政状況調査（県財政課、市町村課）
2 営業余剰・混合所得	C. その他 ア 公務以外の産業 各産業現金給与×その他比率 イ 公務 生産系列（政府サービス）の推計値を計上する。	内閣府資料 政府サービス生産者（生産系列）
	A. 金融機関（民間、公的）の営業余剰 金融・保険業の営業余剰を計上する。民間、公的の分割は、金融・保険業の産出額の民間、公的の比率による。	営業余剰・混合所得（生産系列） 金融・保険業（生産系列）

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
	B. 非金融法人企業（公的企業）の営業余剰 決算書又は全国値を従業者数の対全国比などで分割することで推計する。	関係資料 内閣府資料 秋田県公営企業会計決算書（県公営企業課） 市町村公営企業概要（県市町村課）
	C. 個人企業（農林水産業）の混合所得 農林水産業の営業余剰・混合所得－民間法人企業の営業余剰	内閣府資料 営業余剰・混合所得（生産系列）
	D. 個人企業（その他の産業（非農林水産・非金融））の混合所得 ア 本業混合所得 一個人企業当たり本業混合所得（全国値）×所得格差比率×個人業主数 所得格差比率：一人当たり営業所得の対全国比 イ 内職混合所得 一個人企業当たり本業混合所得×内職所得比率×内職者数 ウ 兼業混合所得 本業混合所得×兼業比率	内閣府資料 国勢調査（総務省） 国税庁統計年報（国税庁） 内閣府資料 国勢調査（総務省） 内閣府資料
	E. 個人企業（持ち家）の営業余剰 生産系列の住宅賃貸業（持ち家）の推計値をもとに、次式で推計する。 総生産－固定資本減耗－生産・輸入品に課される税	不動産業（生産系列）
	F. 非金融法人企業（民間法人企業） 営業余剰・混合所得総額から、A～Eの推計値を減じて求める。	営業余剰・混合所得（生産系列）
3 生産・輸入品に課される税	生産系列の推計値を計上する。	生産・輸入品に課される税（生産系列）
4 補助金	生産系列の推計値を計上する。	補助金（生産系列）
5 財産所得 （１）－１ 利子（FISIM調整前） 非金融法人企業	A. 民間企業 ア 支払、イ 受取 全国値×分割比率（営業余剰） B. 公的企業 ア 支払、イ 受取 資料から支払利子、受取利子に該当する項目を計上する。	内閣府資料 関係資料 秋田県公営企業会計決算書（県公営企業課） 市町村公営企業概要（県市町村課）
金融機関	A. 民間金融機関 ア 支払 全国値×分割比率（預金残高等） ※個別の機関の資料が入手できる場合は、該当する数値を計上する。 イ 受取 全国値×分割比率（貸出金残高等） ※個別の機関の資料が入手できる場合は、該当する数値を計上する。 B. 公的金融機関 ア 支払 全国値×分割比率（預金残高等） ※個別の機関の資料が入手できる場合は、該当する数値を計上する。 イ 受取 全国値×分割比率（貸出金残高等） ※個別の機関の資料が入手できる場合は、該当する数値を計上する。	内閣府資料 金融経済統計月報（日本銀行） 内閣府資料 金融経済統計月報（日本銀行） 内閣府資料 内閣府資料

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
	ウ 借り手側FISIM（持ち家） 全国値×分割比率（FISIM調整前持ち家支払利子）	内閣府資料 金融経済統計月報（日本銀行）
対家計民間非営利団体	ア 借り手側FISIM、イ 貸し手側FISIM 全国値×分割比率（従業者数）	内閣府資料
（１）－３ 利子（FISIM調整後）	A. 非金融法人企業、一般政府、家計（個人企業を含む）、対家計民間非営利団体 ア 支払利子（FISIM調整後） FISIM調整前支払利子－借り手側FISIM消費額 イ 受取利子（FISIM調整後） FISIM調整前受取利子＋貸し手側FISIM消費額 B. 金融機関 ア 支払利子（FISIM調整後） FISIM調整前支払利子＋貸し手側FISIM産出額－借り手側FISIM消費額 イ 受取利子（FISIM調整後） FISIM調整前受取利子－借り手側FISIM産出額＋貸し手側FISIM消費額	
（２）法人企業の分配所得 非金融法人企業	A. 民間企業 ア 支払、イ 受取 全国値×分割比率（営業余剰） B. 公的企業 ア 支払、イ 受取 資料から該当する項目を計上する。	内閣府資料 関係資料
金融機関	A. 民間金融機関、B. 公的金融機関 ア 支払、イ 受取 全国値×分割比率（営業余剰）	内閣府資料
一般政府	ア 受取 資料から、公営住宅使用料、公務員宿舍貸付収入等を計上する。	関係資料 地方財政状況調査（県財政課、市町村課）
家計（個人企業を含む）	ア 受取 （ア）配当金 全国値×分割比率（申告所得税配当所得額） （イ）役員賞与 全国値×分割比率（役員数）	内閣府資料 国税庁統計年報（国税庁） 国勢調査（総務省）
対家計民間非営利団体	ア 受取 全国値×分割比率（従業者数）	内閣府資料
（３）保険契約者に帰属する財産所得 非金融法人企業	ア 受取（民間企業のみ計上） 非生命保険帰属収益（支払総額）×制度部門分割比率	内閣府資料
金融機関	A. 民間金融機関、B. 公的金融機関 ア 支払 （ア）生命保険帰属収益 全国値×分割比率（保険契約高等） （イ）年金基金帰属収益 全国値×分割比率（加入者数等） （ウ）非生命保険帰属収益 全国値×分割比率（保険料等） （エ）保険契約者配当 全国値×分割比率（保険契約高等）	内閣府資料 生命保険事業概況（生命保険協会） 総合農協統計表（農林水産省） 火災保険統計（損害保険料率算定機構）

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
一般政府	イ 受取（民間金融機関のみ計上） 非生命保険帰属収益（支払総額）×制度部門分割比率	内閣府資料
	ア 受取 非生命保険帰属収益（支払総額）×制度部門分割比率	内閣府資料
家計（個人企業を含む）	ア 受取 （ア）生命保険帰属収益 支払総額 （イ）年金基金帰属収益 支払総額 （ウ）非生命保険帰属収益 支払総額×制度部門分割比率 （エ）保険契約者配当 支払総額	内閣府資料
	ア 受取 非生命保険帰属収益（支払総額）×制度部門分割比率	内閣府資料
（４）賃貸料 非金融法人企業	A. 民間企業 ア 土地賃貸料 （ア）支払、（イ）受取 全国値×分割比率（固定資産法人決定価格）	内閣府資料 固定資産の価格等の概要調書（総務省）
	イ 著作権・特許権等使用料 （ア）支払 全国値×分割比率（総生産） （イ）受取 全国値×分割比率（特許等出願件数）	内閣府資料 総生産（生産系列） 内閣府資料 出願等統計表（特許庁）
	B. 公的企業 ア 土地賃貸料 （ア）支払、（イ）受取 資料より該当項目を計上する。	関係資料 秋田県公営企業会計決算書（県公営企業課） 市町村公営企業概要（県市町村課）
	ア 土地賃貸料（民間金融機関のみ） （ア）支払 全国値×分割比率（固定資産法人決定価格）	内閣府資料 固定資産の価格等の概要調書（総務省）
	ア 土地賃貸料 （ア）支払、（イ）受取 資料より該当項目を計上する。	関係資料 地方財政状況調査（県財政課、市町村課）
	A. 土地賃貸料 ア 支払 （ア）田畑賃貸料 面積当たり単価×借入耕地面積 （イ）専用住宅以外の土地賃貸料 一世帯当たり地代×専用住宅以外の借地戸数 （ウ）専用住宅の土地賃貸料 一世帯当たり地代×専用住宅の借地戸数	田畑価格及び賃貸料調（日本不動産研究所） 農林業センサス（農林水産省） 住宅・土地統計調査、家計調査、全国消費実態調査（総務省）
	イ 受取 支払土地賃貸料×受取割合（全国受取賃貸料／全国支払賃貸料）	内閣府資料
	B. 著作権・特許権等使用料 ア 受取 全国値×分割比率（特許等出願件数）	内閣府資料 出願等統計表（特許庁）
	ア 土地賃貸料 （ア）支払、（イ）受取 全国値×分割比率（従業者数）	内閣府資料

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
6 所得・富等に課される 経常税	A. 所得に課される税 所得税、法人税、日本銀行納付金、県民税・市町村民税（所得割、法人税割、利子割、配当割、株式等譲渡所得割） B. その他の経常税 自動車重量税（1/2）、県民税・市町村民税（法人均等割、個人均等割）、狩猟税、自動車税（1/2）、自動車取得税（1/2）、軽自動車税（1/2）	国税庁統計年報（国税庁） 仙台国税局統計書（仙台国税局） 秋田県税務統計書（県税務課） 市町村税の概要（県税務課） 地方財政状況調査（県財政課、市町村課）
7 社会負担 （1）現実社会負担 強制的社会負担	A. 雇主の強制的現実社会負担 1 雇用者報酬の推計値を計上する。 B. 雇用者の強制的社会負担 次の各制度の保険料収納済額等（雇用者の負担金）を計上する。 特別会計〔年金（健康保険、厚生年金、国民年金）、労働保険（雇用保険）、船員保険〕、国民健康保険、後期高齢者医療、共済組合、組 合管掌健康保険、全国健康保険協会、基金、介護保険	関係資料 事業年報（社会保険庁） 全国健康保険協会事業年報（協会けんぽ） 厚生年金保険・国民年金事業年報（厚生労働省）
自発的社会負担	A. 雇主の自発的現実社会負担 1 雇用者報酬の推計値を計上する。 B. 雇用者の自発的社會負担 次の各制度の掛金収納済額等（雇用者の負担金）を計上する。 厚生年金基金、国民年金基金、農業者年金基金、確定拠出年金（個人型）	内閣府資料 関係資料
（2）帰属社会負担	1 雇用者報酬の推計値を計上する。	
8 現物社会移転以外の社会給付		
（1）現金による社会保障給付	次の各制度の給付額等を計上する。 特別会計〔年金（健康保険、厚生年金、国民年金）、労働保険（労災保険、雇用保険）、船員保険〕、国民健康保険、共済組合、組 合管掌健康保険、全国健康保険協会、児童手当及び子ども手当、基金、介護保険	厚生年金保険・国民年金事業年報、児童手当事業年報、介護保険事業年報（厚生労働省） 労働市場年報（秋田労働局） 国民健康保険事業状況（県長寿社会課）
（2）年金基金による社会給付	次の各制度の給付額等を計上する。 厚生年金基金、適格退職年金、勤労者退職金共済機構、中小企業基盤整備機構・小規模企業共済勘定、確定給付企業年金、国民年金基金、農業者年金基金	内閣府資料
（3）無基金雇用者社会給付	7 社会負担の（2）帰属社会負担と同額を計上する。	
（4）社会扶助給付	生活保護費、恩給等を計上する。	内閣府資料 関係資料 地方財政状況調査（県財政課、市町村課）
9 その他の経常移転	A. 非生命保険取引 ア 非生命保険金 生産系列（非生命保険業）の推計値を計上する。	金融・保険業（生産系列）

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
	イ 非生命純保険料 アと同額を計上する。 B. 一般政府内の経常移転 地方交付税交付金、国庫支出金、補助費等（国に対するもの）、国民健康保険事業会計への繰入金・支出金等を計上する。 C. 他に分類されない経常移転 ア その他の経常移転 寄付金、負担金、家計間の仕送り金等を計上する。 イ 罰金 該当する項目を計上する。	関係資料 地方財政状況調査（県財政課、市町村課） 内閣府資料 家計調査（総務省） 内閣府資料 関係資料 地方財政状況調査（県財政課、市町村課）
10 年金基金年金準備金の 変動	雇主の自発的現実社会負担＋雇用者の自発的現実社会負担一年金基金による社会給付	
11 最終消費支出 (1) 家計最終消費支出 (2) 対家計民間非営利団体最終消費支出 (3) 政府最終消費支出	支出系列の推計値を計上する。 支出系列の推計値を計上する。 支出系列の推計値を計上する。	家計最終消費支出（支出系列） 対家計民間非営利団体最終消費支出（支出系列） 政府最終消費支出（支出系列）
12 貯蓄	各制度部門の受取合計から支払合計を差し引いた残差として求める。	
13 現物社会保障給付 (1) 払い戻しによる社会保障給付 (2) その他の現物社会保障給付	次の各制度について給付額等を計上する。 特別会計〔年金（健康保険）、労働保険（労災保険）、船員保険〕、国民健康保険、後期高齢者医療、共済組合、全国健康保険協会、組合管掌健康保険、介護保険	関係資料 事業年報（社会保険庁） 全国健康保険協会事業年報（協会けんぽ） 厚生年金保険・国民年金事業年報（厚生労働省）

7 制度部門別資本調達勘定（実物取引）

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
1 総固定資本形成	支出系列の推計値を計上する。	総固定資本形成（支出系列）
2 固定資本減耗	生産系列の推計値を計上する。	固定資本減耗（生産系列）
3 在庫品増加	支出系列の推計値を計上する。	在庫品増加（支出系列）
4 土地の購入（純）	A. 非金融法人企業、B. 金融機関 全国値×分割比率（固定資産法人決定価格） C. 一般政府 土地購入額－土地売却額 D. 家計 合計値(0)－家計以外の制度部門計 E. 対家計民間非営利団体 全国値×分割比率（従業者数）	国民経済計算（内閣府） 固定資産の価格等の概要調書（総務省） 内閣府資料 地方財政状況調査（県財政課、市町村課） 国民経済計算（内閣府）

項 目	推 計 方 法	主 な 資 料
5 資本移転（等）（純）	相続税、公共事業費負担金、地方道路譲与税、国庫支出金等を計上する。	関係資料 仙台国税局統計書（仙台国税局） 地方財政状況調査（県財政課、市町村課）
6 貯蓄（純）	所得支出勘定の推計値を計上する。	
7 純貸出（＋）／純借入（－）	各制度部門の受取合計から支払合計を差し引いた残差として求める。	

第6章 経済活動別分類

経済活動別分類（SNA分類）と日本標準産業分類の対応表

SNA経済活動別分類	日本標準産業分類
1. 産業 (1) 農林水産業 ① 農業 ② 林業 ③ 水産業	01農業 除く 0113野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）のうち 「きのこ類の栽培」（→林業） 除く 014園芸サービス業（→その他の対個人サービス業） 741獣医業 0113野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）（うち「きのこ類の栽培」） 02林業 除く 国有林野事業の活動（→公務） 03漁業（水産養殖業を除く）、04水産養殖業
(2) 鉱業	05鉱業、採石業、砂利採取業、2181碎石製造業
(3) 製造業 ① 食料品 ② 繊維 ③ パルプ・紙 ④ 化学 ⑤ 石油・石炭製品 ⑥ 窯業・土石製品 ⑦ 鉄鋼 ⑧ 非鉄金属 ⑨ 金属製品 ⑩ 一般機械 ⑪ 電気機械 ⑫ 輸送用機械 ⑬ 精密機械	09食料品製造業、10飲料・たばこ・飼料製造業 1641脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業（うち「硬化油（食用）」） 952と畜場 11繊維工業 除く 1112化学繊維製造業（→化学） 除く 1113炭素繊維製造業（→窯業・土石製品） 除く 116外衣・シャツ製造業（和式を除く）、117下着類製造業、118和装製品 ・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、119その他の繊維製品製造業 （→その他の製造業） 1226繊維板製造業、14パルプ・紙・紙加工品製造業 1112化学繊維製造業 16化学工業 除く 1641脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油（食用）」（→ 食料品） 17石油製品・石炭製品製造業 1113炭素繊維製造業 21窯業・土石製品製造業 除く 2181採石製造業（→鉱業） 22鉄鋼業 23非鉄金属製造業 24金属製品製造業 25はん用機械器具製造業、26生産用機械器具製造業 27業務用機械器具製造業 除く 273計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具 製造業、274医療用機械器具・医療用品製造業、275光学機械器具・レン ズ製造業（→精密機械） 除く 276武器製造業（→その他の製造業） 28電子部品・デバイス・電子回路製造業、29電気機械器具製造業、30情報通信機 械器具製造業 31輸送用機械器具製造業 273計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、 274医療用機械器具・医療用品製造業、275光学機械器具・レンズ製造業、323時 計・同部分品製造業、3297眼鏡製造業

SNA経済活動別分類	日本標準産業分類
⑭ その他の製造業	11繊維工業（うち116外衣・シャツ製造業（和式を除く）、117下着類製造業、118和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、119その他の繊維製品製造業） 12木材・木製品製造業（家具を除く） 除く 1226繊維板製造業（→パルプ・紙） 13家具・装備品製造業、15印刷・同関連業、18プラスチック製品製造業（別掲を除く）、19ゴム製品製造業、20なめし革・同製品・毛皮製造業、276武器製造業 32その他の製造業 除く 323時計・同部分品製造業、3297眼鏡製造業（→精密機械）
（４）建設業	06総合工事業、07職別工事業（設備工事業を除く）、08設備工事業
（５）電気・ガス・水道業 ① 電気業 ② ガス・水道・熱供給業	33電気業 34ガス業、35熱供給業 361上水道業 除く 船舶給水業（→公務） 362工業用水道業 88廃棄物処理業（うち民営事業所によるもの）
（６）卸売・小売業 ① 卸売業 ② 小売業	50各種商品卸売業、51繊維・衣服等卸売業、52飲食料品卸売業、53建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、54機械器具卸売業、55その他の卸売業 959他に分類されないサービス業（うち「卸売市場」） 56各種商品小売業、57織物・衣服・身の回り品小売業、58飲食料品小売業、59機械器具小売業、60その他の小売業、61無店舗小売業 77持ち帰り・配達飲食サービス業 除く 772配達飲食サービス業のうち「給食」（→政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の「教育」）
（７）金融・保険業 ① 金融業 ② 保険業	62銀行業、63協同組織金融業、64貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、65金融商品取引業、商品先物取引業、66補助的金融業等 67保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
（８）不動産業 ① 住宅賃貸業 ② その他の不動産業	692貸家業、貸間業 持ち家の帰属家賃も含む。 68不動産取引業 69不動産賃貸業・管理業 除く 6912土地賃貸業 除く 692貸家業、貸間業（→住宅賃貸業） 除く 693駐車場業（→運輸業）
（９）運輸業	42鉄道業、43道路旅客運送業、44道路貨物運送業、45水運業、46航空運輸業、47倉庫業 48運輸に附帯するサービス業 除く 4855栈橋泊きよ業（→公務） 693駐車場業、791旅行業

SNA経済活動別分類	日本標準産業分類
(10) 情報通信業 ① 通信業 ② 放送業 ③ 情報サービス・映像文字情報制作業	37通信業、40インターネット附随サービス業、49郵便業（信書便事業を含む）、86郵便局 38放送業 39情報サービス業、410管理、補助的経済活動を行う事業所、411映像情報制作・配給業、413新聞業、414出版業、4161ニュース供給業 4169その他の映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業（うち映像情報制作に係るもの） 7291興信所
(11) サービス業 ① 公共サービス a. 教育 b. 研究 c. 医療・保健 d. 介護 e. その他の公共サービス業 ② 対事業所サービス f. 広告業 g. 業務用物品賃貸業 h. 自動車・機械修理業 i. その他の対事業所サービス業	8221職員教育施設・支援業 除く 政府サービス生産者に含まれるもの 8222職業訓練施設 除く 政府サービス生産者に含まれるもの 8299他に分類されない教育、学習支援業 71学術・開発研究機関 除く 政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者に含まれるもの 83医療業 除く 介護保険によるもの 84保健衛生 除く 国及び地方公共団体によるもの 85社会保険・社会福祉・介護事業（うち会社、個人等による社会福祉施設サービス及び社会福祉地域サービス） 除く 介護保険によるもの 83医療業（うち介護保険によるもの） 85社会保険・社会福祉・介護事業（うち介護保険によるもの） 87協同組合（他に分類されないもの）、931経済団体 73広告業 70物品賃貸業 891自動車整備業、901機械修理業（電気機械器具を除く）、902電気機械器具修理業 412音声情報制作業、415広告制作業 4169その他の映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業（うち音声・文字情報制作に係るもの） 72専門サービス業（他に分類されないもの） 除く 727著述・芸術家業（→娯楽業） 除く 7291興信所（→情報サービス・映像文字情報制作業） 74技術サービス業（他に分類されないもの） 除く 741獣医業（→農業） 除く 746写真業（→その他の対個人サービス業） 91職業紹介・労働者派遣業、92その他の事業サービス業

SNA経済活動別分類	日本標準産業分類
③ 対個人サービス j. 娯楽業 k. 飲食店 l. 旅館・その他の宿泊所 m. 洗濯・理容・美容・浴場業 n. その他の対個人サービス業	727著述・芸術家業 80娯楽業 除く 8048フィットネスクラブ（→その他の対個人サービス業） 76飲食店 75宿泊業 除く 会社の寄宿舎、学生寮等 78洗濯・理容・美容・浴場業 014園芸サービス業、746写真業 79その他の生活関連サービス業 除く 791旅行業（→運輸業） 8048フィットネスクラブ、823学習塾、824教養・技能教授業、903表具業、909その他の修理業 分類不明の産業（県内総生産推計に用いる生産主体のうち産業部門に属し、かつ、前記の産業分類に属さないもの）
2 政府サービス生産者 （１）電気・ガス・水道業	363下水道業 88廃棄物処理業（うち国及び地方公共団体によるもの）
（２）サービス業 ① 教育 ② 学術研究機関	772配達飲食サービス業（うち給食センター及び都道府県学校給食会の委託を受けた食品加工業者による給食の生産活動と学校教育法に基づく国公立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動） 81学校教育（うち国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人が設置する学校のもの） 821社会教育（うち国、地方公共団体及び独立行政法人が設置する社会教育施設のものの） 822職業・教育支援施設（うち国、地方公共団体及び独立行政法人が設置する職員・職業訓練施設のものの） 71学術・開発研究機関（うち国、地方公共団体及び独立行政法人が設置する研究機関が行うもの）
（３）公務	02林業（うち国有林野事業の活動） 361上水道業（うち船舶給水業） 4854貨物荷扱固定施設業（うち荷役棧橋設備等の港湾関係分） 4855棧橋泊きょ業 4856飛行場業（うち国及び地方公共団体の行う空港（第一種、第二種及び第三種）の管理） 4899他に分類されない運輸に附帯するサービス業（うち航路標識事務所（灯台）、海上交通センター等による水路情報提供、航空管制） 84保健衛生（うち国及び地方公共団体によるもの） 85社会保険・社会福祉・介護事業（うち国、地方公共団体、独立行政法人、社会保険事業団体（国公立）及び日本郵政公社による社会福祉施設サービス及び社会福祉地域サービス） 除く 介護保険によるもの 97国家公務 除く 準公務に格付される各部門 98地方公務 除く 準公務に格付される各部門

SNA経済活動別分類	日本標準産業分類
3 対家計民間非営利サービス生産者 (1) サービス業 ① 教育 ② その他	71学術・開発研究機関（うち非営利の民間法人が設置する研究機関が行うもの） 772配達飲食サービス業（うち給食） 除く 政府サービス生産者に含まれるもの 81学校教育 除く 政府サービス生産者に含まれるもの 821社会教育 除く 政府サービス生産者に含まれるもの 85社会保険・社会福祉・介護事業 除く 政府サービス生産者に含まれるもの 除く 介護保険によるもの（→公共サービス） 93政治・経済・文化団体 除く 931経済団体（→その他の公共サービス業） 94宗教、951集会場

(注) 各産業のコード番号は、総務省「日本標準産業分類（平成19年11月改定）」による。